

## 滋賀県立近江学園整備事業 入札説明書等に関する質問への回答

- ・滋賀県立近江学園整備事業入札説明書等に関する質問への回答を、先行して回答した分も含めて回答します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所等については、一部修正しています。

令和2年(2020年)12月24日

滋賀県

■入札説明書に関する質問への回答

| No. | 資料名   | タイトル       | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (加) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|-------|------------|---|---|-----|---|----|-----|----|------|---|--|
| 1   | 入札説明書 | 入札説明書の位置づけ | 1 | 1 |     |   |    |     |    |      | 「令和元年12月25日に公表した実施方針および業務要求水準書（案）は、本件入札の条件を構成せず、…」とありますが、令和元年12月25日に公表された資料については、本件入札の入札に係る条件を提示する資料には含まれないのでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                     |
| 2   |       | 入札説明書の位置づけ | 1 | 1 |     |   |    |     |    |      | 「…その後公表された「実施方針および業務要求水準書（案）」に関する質問・意見への回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。」とありますが、令和2年2月28日に公表された『実施方針および業務要求水準書（案）」に関する質問・意見への回答』については、本件入札に係る条件を提示する資料には含まれないのでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                     |
| 3   |       | 入札説明書の位置づけ | 1 |   |     |   |    |     |    |      | 「令和2年9月14日版実施方針」及び令和2年2月28日付け公表された「実施方針および業務要求水準書（案）」に関する質問・意見への回答」は、本事業及び本件入札に係る条件に関して効力のあるもの、担保するものと理解してよろしいでしょうか。  | No.2の回答を参照してください。                              |
| 4   |       | 該当なし       |   |   |     |   |    |     |    |      | 前回の質疑回答の内容が（令和2年2月28日付）今回の事業内容に網羅しているのでしょうか。  | No.2の回答を参照してください。                              |
| 5   |       | 該当なし       |   |   |     |   |    |     |    |      | 令和2年2月28日付で公表された「滋賀県立近江学園整備事業実施方針等に関する質問及び意見への回答」の内容は今回も回答として考えてよろしいでしょうか。もし、今回は回答として考えられないのであれば、今回の回答をお示しく下さい。   | No.2の回答を参照してください。<br>なお、改めて回答をお示しすることは考えていません。 |
| 6   |       | 事業スケジュール   | 2 | 2 | (6) |   |    |     |    |      | 基本設計完了時・実施設計完了時の滋賀県の確認・承認（チェック）のかかる期間をお示しく下さい。  | 概ね1か月程度を想定しています。                               |

| No. | 資料名 | タイトル                   | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答                       |
|-----|-----|------------------------|---|---|-----|---|----|-----|----|------|---|--------------------------|
| 7   |     | 事業スケジュール               | 2 | 2 | (6) |   |    |     |    |      | 設計・建設期間中において、発注者が行う解体施設から新施設設 (A) への引越しについて、引越し開始時期・終了時期をご教授願います。   | 令和6年4月1日から概ね2週間を想定しています。 |
| 8   |     | 施設整備業務                 | 3 | 2 | (7) |   | ア  |     |    |      | 解体施設から新施設設への引越し業務は、県の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。               |
| 9   |     | 事業概要                   | 3 | 2 | (8) |   | ア  | (ア) |    |      | 設計・建設の対価を一括で支払うとあるため、基本的に金融機関は必要ないスキームと考えますが、P23の6の(6)で選定事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と直接協定を締結することがあるとあります。本件金融機関より融資を受けることを前提としたスキームを想定されているのでしょうか。 | 事業者の提案に委ねることとします。        |
| 10  |     | 入札参加者の参加資格要件           | 6 | 3 | (2) |   | ア  |     |    |      | FA業務やSPC管理業務を担う企業が構成員として入札参加する場合の参加資格要件は、3(2)ア「入札参加者の参加資格要件(共通)」を満たしていること、以外の参加要件はないという理解で宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。               |
| 11  |     | 入札参加者の参加資格要件<br>(代表企業) | 7 | 3 | (2) |   | イ  |     |    |      | 代表企業は入札参加表明時の提出書類(様式2-1~様式2-9)とは別に、資格確認申請書(令和2年滋賀県告示408号に規定する資格登録申請)を提出する必要があると理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。               |

| No. | 資料名 | タイトル        | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|-----|-------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 12  |     | 維持管理業務に当たる者 | 9  | 3 | (2) |   | ウ  | (工) |    |      | 維持管理業務を実施するにあたり、必要とされる資格の開示をお願いします。   | 維持管理業務を実施するにあたり必要となる資格は、応募者自らの責任で確認の上、「様式2-10 維持管理業務に必要な資格に関する書類」にてその内容を誓約してください。県は、本書類をもって参加資格要件を確認します。<br>(様式集を修正し、「様式2-10 維持管理に業務に必要な資格に関する書類」を追加しました。)<br>なお、現在の近江学園の維持管理に関し実施している以下の業務は、本事業の維持管理業務の一部となります。<br>資格を証する以下の書類については、維持管理業務にあたる者自らが保有するか、専門業者に再委託する場合は、当該専門業者が保有する体制を確保すること。<br>①自家用電気工作物保安点検業務<br>→電気保安法人として監督官庁により要件が確認され、保安管理業務の外部委託承認を受けたことを証する書類<br>②消防用設備の点検業務<br>→消防設備士免状または消防設備点検資格免状<br>③清掃業務<br>→建築物清掃業登録証明書または建築物環境衛生総合管理業登録証明書<br>④ねずみ害虫防除業務<br>→建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書 |
| 13  |     | 参加資格要件      | 9  | 3 | (2) |   | ウ  | (工) |    |      | 維持管理業務を実施するに当たって必要な資格について様式2-8において資格を証する書類の添付をもとめられておりますが、資格を有する業務については専門業者に再委託する想定である場合は当該書類の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 14  |     | 入札スケジュール    | 11 | 4 | (1) | ⑤ |    |     |    |      | 『入札説明書等に関する質問への回答公表』が令和2年12月24日とありますが、参加表明書の提出までの期間が短いため参加表明書に関する質疑に関しては、早期にご回答いただくようご配慮いただけますでしょうか。              | 一部の質問については、早期の回答を行います。  |

| No. | 資料名 | タイトル                    | 頁  | 数 | (数)  | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答                                   |
|-----|-----|-------------------------|----|---|------|---|----|-----|----|------|--|--------------------------------------|
| 15  |     | 入札説明書等に関する質問への回答の公表     | 11 | 4 | (1)  | ⑤ |    |     |    |      | 入札説明書等に関する質問への回答公表が令和2年12月24日とありますが参加表明書の提出まで日数がありません。参加表明書に関する質問に関しては出来る限り早期の回答をお願いします。                 | No.14の回答を参照してください。                   |
| 16  |     | 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表時期 | 11 | 4 | (1)  | ⑤ |    |     |    |      | 入札説明書等に関する質問への回答公表が令和2年12月24日とございますが、回答公表から参加表明までのスケジュールが非常にタイトとなります。参加表明書に関する質問に関しては、可能な限り早期の回答をお願いします。 | No.14の回答を参照してください。                   |
| 17  |     | 入札説明書等に関する質問への回答の公表     | 11 | 4 | (1)  | ⑤ |    |     |    |      | 入札説明書等に関する質問への回答公表が令和2年12月24日となっておりますが、参加表明書の提出まで日数がありません。入札参加資格等参加表明書の提出に関する質問の回答を12月上旬に早めていただきたい。      | No.14の回答を参照してください。                   |
| 18  |     | 現地見学                    | 12 | 4 | (3)  |   | イ  |     |    |      | 12/3の現地見学以降、現地を確認することは出来ないのでしょうか。計画や見積等の作業に際して、希望するグループに対して現地見学を個別対応して頂けないのでしょうか。                        | 12月3日の現地見学会以降に、再度、現地見学を実施する予定はありません。 |
| 19  |     | 対話による共有認識事項・質問回答等の通知    | 16 | 4 | (8)  |   | キ  |     |    |      | 「認識を共有する必要がある事項については、…対話を行った入札参加者に通知する。」とありますが、回答は競争的対話を行った入札参加者全てに通知されるということでしょうか。                      | 競争上、認識を共有する必要がある事項については、ご理解のとおりです。   |
| 20  |     | 予定価格                    | 17 | 4 | (11) |   |    |     |    |      | 消費税および地方消費税は税率10%という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                           |
| 21  |     | 落札者の決定                  | 20 | 5 | (3)  |   |    |     |    |      | 1グループのみの参加でも入札は成立するのでしょうか。   | ご理解のとおりです。                           |

| No. | 資料名 | タイトル            | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|-----|-----------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 22  |     | 費用の負担           | 23 | 6 | (7) |   |    |     |    |      | 弁護士費用、印紙代等についてはサービス購入費Aに含めてもよい、との理解でよろしいでしょうか。  | 施設整備業務やその他設計・建設段階における弁護士費用、印紙代についてはご理解のとおりです。 |
| 23  |     | 特定目的会社（SPC）の説立等 | 23 | 6 | (5) |   |    |     |    |      | SPCの所在地を本事業用地とすることは可能でしょうか。   | 不可とします。                                       |
| 24  |     | 特定目的会社（SPC）の説立等 | 23 | 6 | (5) |   |    |     |    |      | 入札説明書2(7)事業範囲以外業務であるFA業務やSPC管理業務等を行う企業が、当該業務をSPCから直接受託する場合、構成員ではなくその他出資者として、SPCへ出資することも可能でしょうか。   | SPCから直接業務を受託し、SPCに出資を予定している場合は構成員となります。       |
| 25  |     | 特別目的会社（SPC）の設立等 | 23 | 6 | (5) |   |    |     |    |      | 維持管理の内容がハード面かつ軽微なため、SPCの設立を任意としていただきたい。   | SPCの設立は必須とします。                                |
| 26  |     | 別紙 サービス購入料の算定方法 | 24 |   |     |   |    |     |    |      | 別紙リストにある什器備品について、購入する場合はサービス購入料Aに充当すべきものでしょうか？  | ご理解のとおりです。                                    |
| 27  |     | サービス購入料B        | 25 | 2 | (2) | ① | 3) |     |    |      | 精算の算定式は、「 $A = (X_n + X_{n+1} + X_{n+2}) \div \{(x+x+x) \times \text{消費税率}\}$ 」ではなく、「 $A = (X_n + X_{n+1} + X_{n+2}) \div \{x+x+x + (x+x+x) \times \text{消費税率}\}$ 」という理解でよろしいでしょうか。修正される場合は、事業契約書（案）における改定式についても、併せて修正をお願い致します。 | ご指摘のとおりです。<br>(入札説明書および事業契約書（案）を修正しました。)      |

| No. | 資料名 | タイトル                  | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答   |
|-----|-----|-----------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|--|
| 28  |     | 別紙<br>サービス購入料B-2      | 25 | 2 | (2) | ① |    |     |    |      | 事前に発注者に修繕内容と見積金額を提示し、発注者による内容の確認及び金額についての承諾を得ることとされており、発注者の承諾を得ていない場合にはこの費用への参入は認めない、とありますが、承諾を得られない場合はどのような場合を想定されているのでしょうか。なお、承諾を得られない場合でも、事業者が当該修繕を実施しなければならないとすれば、サービス購入料B-1、B-3で賄わないといけないことになり、適切ではないと考えます。 | 承諾を行わない場合としては、修繕方法や費用が通常想定される内容と大幅に乖離している場合等を想定します。承諾が得られない場合は、再度修繕内容に関する協議を行うものとしします。 |
| 29  |     | サービス購入料A              | 25 | 2 | (1) |   |    |     |    |      | サービス購入料Aは、サービス購入料Bの2回目支払時に一括して支払うとございますが、サービス購入料Aの支払を新施設竣工後と解体工事完了後の2回に分けていただけますでしょうか。   | 原文のとおりとします。  |
| 30  |     | サービス購入料B-2            | 25 | 2 | (2) |   |    |     |    |      | 「設備・什器備品の破損等」の什器備品とは別紙9_什器・備品リストに記載された物でしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 31  |     | サービス購入料B-2の算定方法および手続き | 25 | 2 | (2) | ① |    |     |    |      | 「破損等を更新・修繕するにあたり、事前に発注者に修繕内容と見積金額を提示し…承諾を得ることとする。」とありますが、一次対応としての緊急修繕にかかった費用については、後日見積金額を提示する際に必要な費用として計上しても構わないでしょうか。   | 県と協議の上、計上することも可能とします。  |
| 32  |     | サービス購入料B-2の算定方法および手続き | 25 | 2 | (2) | ① |    |     |    |      | サービス購入料B-2の想定年額2,346千円(税抜)については、毎年定額で支払われ、3年に一度精算を行うということでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 33  |     | サービス購入料B-2の算定方法および手続き | 25 | 2 | (2) | ① |    |     |    |      | 年間2,346千円(税抜)ですが、例えば年間5,000千円使用することになった場合は、3年に一度の精算までは事業者が立替える必要があるということでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

| No. | 資料名 | タイトル                  | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答   |
|-----|-----|-----------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|--|
| 34  |     | サービス購入料B-2の算定方法および手続き | 25 | 2 | (2) | ① |    |     |    |      | 年間2,346千円(税抜)ですが、精算を前提にされるのであれば、事業費に含めるのではなく、実績による支払いにすることは出来ないのでしょうか。   | 原文のとおりとします。  |
| 35  |     | 〃                     | 25 |   |     |   |    |     |    |      | B-1 維持管理業務費の備品等保守管理費用に、コピー機のトナーや用紙等消耗品も含まれますか？備品リストにあるコピー機は保守管理の無い機種でした。一般的なカウンター式で保守サービス付帯タイプを選定する場合、その費用も保守管理費に該当しますか？                       | コピー機の保守管理に関する費用は、県の負担とします。   |
| 36  |     | サービス購入料B-2の算定方法および手続き | 26 | 2 | (2) | ① |    |     |    |      | 「 $A = (X_n + X_{n+1} + X_{n+2}) \div \{ (x+x+x) \times \text{消費税率} \}$ 」については、3年間の間に消費税率が変更された場合は、 $x$ にかかる消費税率は年度別に消費税率を計上するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 37  |     | サービス購入料B-2の算定方法および手続き | 26 | 2 | (2) | ① |    |     |    |      | 精算条件で $A < 0.9$ 、 $A > 1.1$ と10%を貴県又は事業者が負担することになりますが、0を基準にすることができない理由は何かございますでしょうか。   | 一定の範囲のリスクについては事業者が負担いただくという考えです。   |
| 38  |     | 提供資料<br>既存の工事図面       |    |   |     |   |    |     |    |      | 多目的ホール、プール棟の建築図面が含まれていないので開示してください。  | 多目的ホールの図面は、別途、提供資料(その2)として提供します。提供方法等はホームページでお示しします。プール棟の図面は、提供資料の中の既存の工事図面をご確認ください。 |
| 39  |     | 提供資料<br>維持管理関係資料      |    |   |     |   |    |     |    |      | 既存施設の建築基準法第12条に基づく定期点検(特殊建築物定期調査・防火設備点検)の報告書を開示してください。   | 多目的ホールについて、別途、提供資料(その2)として提供します。提供方法等はホームページでお示しします。                                 |
| 40  |     | 提供資料<br>維持管理関係資料      |    |   |     |   |    |     |    |      | 現在の受変電設備の保安管理業務の報告書を開示してください。  | 別途、提供資料(その2)として提供します。提供方法等はホームページでお示しします。  |

| No. | 資料名 | タイトル             | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|-----|------------------|---|---|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 41  |     | 提供資料<br>維持管理関係資料 |   |   |     |   |    |     |    |      | 既存施設の空調設備のフロン排出抑制法に基づくフロンの簡易点検・定期点検の報告書を開示してください。   | 別途、提供資料（その2）として提供します。提供方法等はホームページでお示しします。 |
| 42  |     | 提供資料<br>維持管理関係資料 |   |   |     |   |    |     |    |      | 現行の植栽管理業務の作業内容・頻度・作業範囲などが分かる資料を開示してください。  | 別途、提供資料（その2）として提供します。提供方法等はホームページでお示しします。 |
| 43  |     | 提供資料<br>維持管理関係資料 |   |   |     |   |    |     |    |      | 維持管理対象となる既存施設において、維持管理開始までに製造から10年を経過し、更新時期を迎える消火器が大半ですが、既存施設の更新対象となった消火器は維持管理開始までに県が全て更新を行うということによろしいでしょうか。                                  | ご理解のとおりです。                                |
| 44  |     | 提供資料<br>清掃業務仕様書  | 4 | 7 | (4) |   |    |     |    |      | 『実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問・意見への回答』No. 300の回答では衛生消耗品のうちトイレトーパーは貴県の負担と回答ありました。H31清掃業務委託仕様書の衛生消耗品のうち石鹼と水石鹼については、使用数量が不明ということもあり貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                |
| 45  |     | 提供資料<br>清掃業務仕様書  | 4 | 7 | (4) |   |    |     |    |      | 各施設に設置する手指の消毒液は、設置場所及び仕様数量が不明であり、貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                                |

■業務要求水準書に関する質問への回答

| No. | 資料名     | タイトル               | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (加) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|---------|--------------------|---|---|-----|---|----|-----|----|------|---|--|
| 1   | 業務要求水準書 | 施設整備業務             | 2 | 4 | (1) |   |    |     |    |      | 開発行為に関連する業務一式は当業務に含まれないと考えてよろしいでしょうか。   | 開発行為に該当しない範囲での計画とさせていただきます。  |
| 2   | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>事業期間    | 2 | 5 | (1) |   |    |     |    |      | 先行工事、本体建設工事が令和3年10月から令和6年3月末、引越し及び解体完了が令和6年9月との考えで宜しいでしょうか？   | 基本的にお考えのとおりです。すべての建物を一度に建設せず段階的に工事を行う場合においては、最終的な工事及び引越し完了が令和6年9月末となります。 |
| 3   | 業務要求水準書 | 維持管理期間             | 2 | 5 | (3) |   |    |     |    |      | 令和6年3月末日の新設施設の引き渡し後から引越しを行うということは、維持管理開始当初は引越し期間中ということでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 4   | 業務要求水準書 | 土壌汚染対策法            | 3 | 6 | (1) |   |    |     |    |      | 土地の形質変更による土壌汚染対策法4条申請が必要となり、調査結果により費用増大と工期延長が見込まれる場合には、協議に応じて頂けると考えてよろしいでしょうか。                      | 協議事項とします。  |
| 5   | 業務要求水準書 | 福祉のまちづくり条例における位置づけ | 3 | 6 | (2) |   |    |     |    |      | 本事業は「誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を遵守する必要があると思いますが、本施設は当条例における特定施設のうち、どの用途に該当するかご教示頂けますでしょうか。              | 条例施行規則の別表第一を参照ください。障害児入所施設に該当します。  |
| 6   | 業務要求水準書 | 県との調整              | 7 | 7 |     |   |    |     |    |      | 協議会の開催頻度、メンバー、人数等をご教示願います。  | 概ね年2回を想定していますが、必要に応じて開催するものとし、出席者を含め県と事業者が協議の上、開催します。                    |
| 7   | 業務要求水準書 | 要求水準の変更            | 7 | 8 | (1) |   |    |     |    |      | 「法令等の変更により業務内容が著しく変更される時」とありますが、法令変更は著しくではなく、大小問わず変更あれば要求水準の変更該当すると思いますが、著しいとはどのような状況を想定しているのでしょうか。 | 具体的な変更内容により判断します。  |

| No. | 資料名     | タイトル                    | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|-------------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 8   | 業務要求水準書 | 要求水準の変更                 | 7  | 8 | (1) |   |    |     |    |      | 要求水準変更による契約金額の増減は、事業契約書(案)第58条に基づき手続きを行います。発注者及び事業者との協議結果で調わない場合は、発注者が定めることになっています。<br>例えば、事業者が不利益になる場合であっても、発注者の指示に従わなければならない場合があるということでしょうか。又は、他に解決方法をもって発注者が定めるといえることでしょうか。 | 事業契約書(案)第58条第1項および第2項が想定するのは、サービス購入料の金額を変えずに業務要求水準書の内容を変更する場合です。<br>この場合において、発注者は、自らが定める内容が合理的なものとなるよう努めます。なお、発注者が定めた内容に異議があるときは、再度協議を申し入れるか、調停等の手続きを申し立て下さい。 |
| 9   | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>事業期間終了時の要求水準 | 8  | 9 | (2) |   |    |     |    |      | 事業期間終了時の1年前は維持管理期間との考えで宜しいでしょうか？   | ご理解のとおりです。  |
| 10  | 業務要求水準書 | 上水道                     | 10 | 1 | (2) |   | イ  | (イ) |    |      | 現施設において井水の利用はないでしょうか。また今までに井水利用の検討を行ったことがあれば、その時の検討資料をご提示ください。   | 井水の利用やその検討を行ったことはありません。   |
| 11  | 業務要求水準書 | 上水道                     | 10 | 1 | (2) |   | イ  | (イ) |    |      | 「施設への引込に必要な給水本管との接続」と記載がございますが、構内に敷設されている量水器以降の給水メイン管が湖南市管理の給水本管であることを意味していただけますでしょうか。湖南市管理の給水本管の場合、民地境界を御教示ください。  | 量水器以降の給水メイン管は県が管理しています。   |
| 12  | 業務要求水準書 | ガス                      | 10 | 1 | (2) |   | イ  | (エ) |    |      | 施設完成後解体対象にない施設においてプロパンガスを使用している箇所はございますでしょうか。  | プールサイド附属建物以外は、プロパンガスを使用しています。   |
| 13  | 業務要求水準書 | インフラ整備                  | 10 | 1 | (2) |   | イ  | (イ) |    |      | 「現状については(中略)計画建物の設計に当たっては選定事業者にて詳細調査を行った上で施工を行うこと」との記載について、設計初期段階で試掘することも含めた「詳細調査」との理解でしょうか。   | 詳細調査の範囲については各社の判断によります。計画を進める上での必要事項の調査は県と時期・範囲を協議の上、実施してください。必要であれば試掘も調査対象に含まれます。  |

| No. | 資料名     | タイトル            | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|-----------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 14  | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>上下水道 | 10 |   | (2) |   | イ  | (イ) |    |      | 給水本管迂回の際は、仮囲い設置は出来ない為、誘導員の配置や区分分けでの施工としてガードフェンス設置等で考えて宜しいでしょうか？                    | 児童等の安全確保が最優先であり、それが担保できる工法であれば否定するものではありません。提案をお願いします。                  |
| 15  | 業務要求水準書 | インフラ整備          | 11 | 1 | (2) |   | イ  | (カ) |    |      | 「通信事業者を確認すること」との記載について、NTT西日本等、具体例をご教示願います。  | 現在の通信事業者はNTT西日本です。  |
| 16  | 業務要求水準書 | 電気              | 11 | 1 | (2) |   | イ  | (キ) |    |      | 既存職員棟2棟、小規模グループ棟の単独引込は継続するという事によろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 17  | 業務要求水準書 | テレビ電波           | 11 | 1 | (2) |   | イ  | (ク) |    |      | 地上波デジタル、BS、CS波が到来しているとありますが、全ての放送を受信できるようアンテナを設置する必要がありますか。また、4K8K放送への対応も行うのでしょうか。 | 地上波デジタル、BSを受信できるアンテナを設置してください。CSは不要です。また、4K8K放送への対応は不要です。               |
| 18  | 業務要求水準書 | テレビ電波           | 11 | 1 | (2) |   | イ  | (ク) |    |      | テレビ放送の契約は県が行うという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 19  | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>地盤状況 | 11 |   |     |   | ウ  |     |    |      | 設計するにあたり地質調査を行うとありますが、試掘及びボーリング調査は可能との考えで宜しいでしょうか？                                 | ご理解のとおりです。  |
| 20  | 業務要求水準書 | 周辺環境保全性         | 14 | 2 | (1) |   | イ  | (カ) |    |      | 「建築・設備等に伴う騒音・振動を低減させること」とありますが、具体的な指標がありましたらご指示ください                                | 明確に指標を定めているわけではありませんが、児童等が生活をしている場であり、その居住環境をできるだけ損ねることがないように配慮をお願いします。 |
| 21  | 業務要求水準書 | 雪対策             | 14 | 2 | (1) |   | ウ  | (エ) |    |      | 融雪剤の購入及び散布については県が行うという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 22  | 業務要求水準書 | 防犯性について         | 14 | 2 | (1) |   | エ  | (ア) |    |      | 児童や建物設備を保護するために防犯設備を設定とあるが、具体的な防犯レベルの想定をご教示ください。                                   | 外部からの出入りが確実に確認できるようなカメラの設置を想定しています。                                     |

| No. | 資料名     | タイトル      | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|---------|-----------|----|---|-----|---|----|------|----|------|---|--|
| 23  | 業務要求水準書 | 防犯性について   | 14 | 2 | (1) |   | エ  | (ア)  |    |      | 貴重品・所持品保管場所の盗難防止対策を十分行う事とありますが現状の対策について教えてください。   | 鍵付きロッカー等の設置により対策をしています。  |
| 24  | 業務要求水準書 | 児童に対する安全性 | 15 | 2 | (1) |   | エ  | (イ)  |    |      | 除雪作業はスタッフの方が行うという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 25  | 業務要求水準書 | 音環境       | 16 | 2 | (1) |   | オ  | (ウ)  |    |      | 「室内音環境の向上に努める」とありますが、空調・換気機器の運転音は一般的な居住室と同等であれば良いと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 26  | 業務要求水準書 | 音環境について   | 16 | 2 | (1) |   | オ  | (ウ)  |    |      | 遮音性能等同一建物内の他の居室への影響を十分踏まえた計画とありますが目標とする遮音性能の設定について教えてください。  | 強度行動障害ユニットの全ての居室については、遮音性能は大声で叫んでも聞こえないもの(D-55以上)とし、併せて抗破壊性を持たせた区画壁を想定しています。 |
| 27  | 業務要求水準書 | 機能性の基本的要件 | 17 | 2 | (2) |   | オ  | (ケ)  |    |      | 「IoTなどの先進的な(中略)積極的な導入に努めること」<br>との記載について、施設運営上の事でしょうか。建物整備上の事でしょうか。   | 全体を指します。   |
| 28  | 業務要求水準書 | 機能性の基本的要件 | 17 | 2 | (1) |   | オ  | (キ)  |    |      | 「開口部への網戸設置や(中略)光のコントロール等の検討により、室内への虫の進入防止に十分配慮する」<br>との記載について、光のコントロールの具体例をご教示願います。   | ご提案ください。   |
| 29  | 業務要求水準書 | 全体計画      | 18 | 2 | (2) |   | ア  |      |    |      | 建設予定地について、管理・運営ゾーン、生活・居住ゾーンはAまたはD、作業・活動ゾーンはBまたはCの範囲内で計画するように読み取れますが、A~Dのエリアの中で、エリアを変更して提案することは認められるのでしょうか。例えば、作業・活動ゾーンをDに設置する等。 | 原文のとおりとします。  |

| No. | 資料名     | タイトル       | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 30  | 業務要求水準書 | 全体計画       | 18 | 2 | (2) |   | ア  |     |    |      | 別紙5「既存建物配置図」の解体予定となっている⑩⑪の位置も別紙2「計画予定位置」のエリアCと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 31  | 業務要求水準書 | 多目的ホールの修繕  | 18 | 2 | (2) |   | ア  |     |    |      | 「多目的ホールは事業期間中、長期修繕を実施する予定」と記載されていますが、この期間とは、維持管理を含めた期間と理解して宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 32  | 業務要求水準書 | 経済保全性の基本要件 | 18 | 2 | (2) |   | ア  | (イ) |    |      | 「抗菌、防臭等清潔な空間(中略)必要な機能を備えていること」との記載について、抗菌とはイオン発生やオゾン発生を考慮しなさいとの意味合いでしょうか。  | 特に指定はありません。ご提案ください。   |
| 33  | 業務要求水準書 | 動線         | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | 「各ユニットの児童が可能な限り交差しないような動線」とありますが、各ユニットとは、発達A×2、発達B×2、発達C×2、強度×4、自立×1の10ユニット全部を指すのでしょうか。ご教示ください。  | ご指摘のすべてのユニットが対象となります。動線が交差する場合でも、移動の際に他のユニットの中を通らない計画としてください。 |
| 34  | 業務要求水準書 | 動線         | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | 「各ユニットの児童が可能な限り交差しないような動線」とありますが、具体的には、どのような動線のことを指すのでしょうか。例えば通学のことを指すのでしょうか。  | 基本的には建物内の動線全てが対象です(No.33の回答を参照してください)。外部での動線の交差は含みません。        |
| 35  | 業務要求水準書 | 動線         | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | 「渡り廊下等により複数の建物を接続する場合は上履きのまま移動できる計画とすること」とありますが、一方で、別紙8必要諸室の要求水準を見ますと、管理棟と各ユニットに玄関があり上下足履き替えを行う計画となっています。質問ですが、①上履きのまま移動するとは、スタッフのことを指すのか、スタッフ・児童両方のことを指すのかどちらでしょうか。 | スタッフ・児童両方を指します。   |

| No. | 資料名     | タイトル       | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|---------|------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 36  | 業務要求水準書 | 動線         | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | No.35の質疑に関連して<br>②「渡り廊下等」とは、屋根付きの屋外開放廊下と解釈すれば良いでしょうか。   | 屋外開放型とするかについては、提案によります。   |
| 37  | 業務要求水準書 | 動線         | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | No.35の質疑に関連して<br>③上履きでユニット間、管理棟へ移動できるようにしつつ、ユニット毎、管理棟に上下足の履き替え場所が必要ということでしょうか。  | 管理棟と生活棟は上足で移動できる渡廊下等での接続が必要です。(各棟をつなぐ渡廊下等を下足で移動することは想定していません。)かつ各棟から直接外部へ出ることができる玄関が必要です。 |
| 38  | 業務要求水準書 | 動線         | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | No.35の質疑に関連して<br>④上下足の履き替えは、各ユニットの玄関で必ず行う必要があるのでしょうか、場合によっては、玄関以外の場所に昇降口(下駄箱)を設けて出入する形式をとることは可能でしょうか。<br>その場合、複数のユニットの集合昇降口をとることは可能と考えてよろしいでしょうか。 | 上下足の履き替えは、玄関で行うものとします。また、複数ユニットの集合昇降口は不可とします。   |
| 39  | 業務要求水準書 | 動線         | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | No.35の質疑に関連して<br>⑤ユニット間、管理棟をつなぐ渡り廊下等の動線は、スタッフ、児童が共用しても良いでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 40  | 業務要求水準書 | 動線         | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | 「渡り廊下等により複数の建物を接続する場合は上履きのまま移動できる計画とすること。」とありますが、各棟の接続について要求としては渡り廊下にての接続が必須ではないと考えてよろしいでしょうか。  | 管理棟及び各生活棟、多目的ホール(既存建物No.20)間は上足での移動が可能な計画としてください。   |
| 41  | 業務要求水準書 | スクールバスへの乗降 | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | 現施設では、スクールバスへの乗降の際、ホール等の大きな空間に児童を集めた後、バスへの乗降を行っているかご教示ください。   | 公用車車庫に2グループに分けて集合し、乗降しています。   |

| No. | 資料名     | タイトル | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答   |
|-----|---------|------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|--|
| 42  | 業務要求水準書 | 動線   | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | 各生活・居住棟からバス乗り場への動線計画にあたって、屋外通路で相互の接触を避ける十分な幅員を持つ主要な通りを設定し、そこから枝分かれするように各生活・居住棟をつなぐ動線は『各ユニットの児童が可能な限り交差しないような動線とすること』に沿うものと考えて宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 43  | 業務要求水準書 | 動線   | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (ウ) |    |      | 面会者や見学者の各生活居住棟への動線は管理棟で受付し、職員用の動線を利用して、各生活居住棟へ移動するものとして宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 44  | 業務要求水準書 | 仕様   | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (エ) |    |      | 各棟をつなぐ職員の動線を考えるにあたって、上記質問No. 42で示すような主要な通りのうち屋根付きの部分を利用し、上足専用エリアに合流する部分に靴拭きマットの設置等を行えば『職員と児童の動線を可能な範囲で分離する』に沿うものと考えて宜しいでしょうか。  | 職員は各ユニット内の児童の生活エリアを通らずに、各ユニットのスタッフエリアから直接各棟への連絡通路へ移動できる計画をお願いします。途中で下足への履き替え等は想定していません。また足拭きマットによる上下足混合運用も想定していません。  |
| 45  | 業務要求水準書 | 手摺   | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (エ) |    |      | 廊下への手摺の設置に関し、車イスが入るユニットには必要とのことですが、それ以外のユニットには不要ということで宜しいでしょうか。  | 原則として、ご理解のとおりですが、車イスが入るユニット以外については、提案によるものとします。  |
| 46  | 業務要求水準書 | 仕様   | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (エ) |    |      | 各棟間の利用者動線について要求水準から判断すると職員は上足での移動、児童は下足での移動と考えられます。『職員と児童の動線を可能な範囲で分離すること』について可能な範囲を示す試案があれば公開していただけますか。もしその試案になお課題があるとするならば、そのことを含めて公開して頂ければ、より良い提案を競う主旨に沿うものと考えられますが、いかがでしょうか。 | 基本的に各棟を接続する動線は上足での移動を想定しており、職員も児童も同じです。一方でその渡廊下等各棟を接続する動線を使用せずに直接児童が屋外に出ることができる出入口が必要となります。また、職員は各ユニット内の児童の生活エリアを通らずに、各ユニットのスタッフエリアから直接各棟への連絡通路へ移動できる必要があります。なお、試案に関することは回答しません。 |

| No. | 資料名     | タイトル     | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|----------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 47  | 業務要求水準書 | 窓の仕様について | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (エ) |    |      | 必要に応じて二重窓を使用し内側はポリカーボネートを使用とありますが別紙⑧の必要諸室の要求水準からは範囲が読み取れません。対応が必要な部屋についてご指示願います。   | 児童の使用する居室全て、および各ユニットの個室・静養室のすべての窓が対象です。   |
| 48  | 業務要求水準書 | 仕様       | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (エ) |    |      | 『車椅子が入るユニットの廊下には手摺を設置すること』とありますが具体的には発達障害Bタイプということで宜しいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 49  | 業務要求水準書 | 仕様       | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (エ) |    |      | 職員と児童の動線を分離する理由を教えてください。   | 児童の生活するエリアと職員のエリアを分離するためです。また、緊急時の対応や食事の運搬等による動線を分離する目的もあります。                     |
| 50  | 業務要求水準書 | 中廊下の幅員   | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (エ) |    |      | 中廊下の内法寸法は1.6m以上としておりますが、障害者総合支援法関連の施設基準では、廊下幅1.5m以上、中廊下幅1.8m以上と規定されております。本件は、建築基準法及びだれもが住みたくする福祉滋賀のまちづくり条例に適合すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。本施設の設置基準は、障害者総合支援法ではなく、児童福祉法に則っています。ただし、ハートビル法による誘導的基準もご参照の上、提案をお願いします。 |
| 51  | 業務要求水準書 | 仮設グラウンド  | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (カ) |    |      | 全ての工事が完了した後、仮設グラウンドとして整備していたエリアGはどのように利用する予定でしょうか。   | 具体的な用途は想定していません。ご提案ください。  |
| 52  | 業務要求水準書 | 仮設グラウンド  | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (カ) |    |      | 道路に面している箇所については、フェンスかネットを設置すること、とありますが、職員棟側にはフェンス等は必要ないのでしょうか。   | フェンスは北・西・南面に設置してください。<br>(業務要求水準書を修正しました。)  |
| 53  | 業務要求水準書 | 仮設グラウンド  | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (カ) |    |      | 仮設グラウンドはグラウンドを整備したあとも、仮設グラウンドのままよいのでしょうか。  | No.51の回答を参照してください。  |

| No. | 資料名     | タイトル                | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|---------|---------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|---|--|
| 54  | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>建築計画全体計画 | 19 | 2 | (2) |   | ア  | (カ) |    |      | 既存建物解体と同時に仮設グラウンド整備は実施しますが、植栽撤去も可能でしょうか？また、仮設であっても雨水透水機能は必須でしょうか？                                 | 対象範囲の植栽撤去は可能です。また、降雨による土の流出対策を行い、降雨後に著しい水たまり等が発生しないようであれば、改めて仮設グラウンドに雨水排水設備等を設置する必要はありません。 |
| 55  | 業務要求水準書 | 管理・運営ゾーンでの特記事項      | 20 | 2 | (2) |   | ウ  | (ア) |    |      | 「生活空間については、上履きを使用する」とあり、別紙8必要諸室の要求水準No11に上下足履き替えとありますので、管理・運営ゾーンは、基本的にすべて上履きと考えたらよいでしょうか。         | ご理解のとおりです。   |
| 56  | 業務要求水準書 | 管理・運営ゾーンのバリアフリーについて | 20 | 2 | (2) |   | ウ  | (ア) |    |      | 管理運営ゾーンは「バリアフリーとする」と記載が御座いますが、「福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守すること」と考えて宜しいでしょうか。                               | ご理解のとおりです。   |
| 57  | 業務要求水準書 | 生活・居住ゾーンでの特記事項      | 20 | 2 | (2) |   | ウ  | (イ) |    |      | 『個室に押入れを設けること』とありますが、押入れは個室の要求面積に含まれると考えて宜しいでしょうか。また、大きさ、施錠の有無、その他注意事項等について明示していただけますか。           | 押入は個室面積に含めます。幅は一間程度、施錠要、破損しない強度（棚共）も必要です。  |
| 58  | 業務要求水準書 | 生活・居住ゾーンでの特記事項[全般]  | 20 | 2 | (2) |   | ウ  | (イ) |    |      | 「個室に押入れを設けること。」とありますが、必要諸室の要求水準の面積に含むと考えてよろしいでしょうか。   | No.57の回答を参照してください。   |
| 59  | 業務要求水準書 | 生活・居住ゾーンでの特記事項[全般]  | 20 | 2 | (2) |   | ウ  | (イ) |    |      | 「個室に押入れを設けること。」とありますが、必要内法面積を考えると、設置が困難と思われる室があります。吊戸棚とすることは可能でしょうか。                              | No.57の回答を参照してください。なお、吊戸棚は破損の可能性が高いため、別提案をお願いします。   |
| 60  | 業務要求水準書 | 生活・居住ゾーンでの特記事項      | 20 | 2 | (2) |   | ウ  | (イ) |    |      | 「エアコンや照明は、凹凸部をなくしフラットに設置すること」とありますが、既存建物内では天井カセット形のエアコンを使用しておりました。天井カセット形程度の凹凸は許容すると考えてよろしいでしょうか。 | 強度行動障害ユニットは隠蔽型とし、その他の生活ユニットは手掛かりにならないような配置・高さであれば可能です。                                     |

| No. | 資料名     | タイトル            | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|---------|-----------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 61  | 業務要求水準書 | エアコンについて        | 20 | 2 | (2) |   | ウ  | (イ) |    |      | エアコンの設置に関し、ルームエアコンの設置は不可と考えて宜しいでしょうか。             | 児童が立ち入る諸室については不可とします。   |
| 62  | 業務要求水準書 | 強度行動障害ユニットの特記事項 | 21 | 2 | (2) |   | ウ  | (エ) |    |      | 電気系統、空調のリモコン等で管理できることとありますが、本体側にスイッチを設置するのでしょうか。  | 本体側にはスイッチ等は設置しません。ただし、児童が操作できない対策がとれる場合は可能です。   |
| 63  | 業務要求水準書 | 防犯管理設備          | 25 | 2 | (4) |   | ア  | (イ) | l  |      | 映像の記録は何日分保存が必要でしょうか。                              | 2週間程度とします。  |
| 64  | 業務要求水準書 | 全般的事項           | 26 | 2 | (4) |   | ウ  | (ア) |    |      | 既存建物のエネルギー使用量、年間の光熱水費（電気、水道、ガス、灯油等）をご教示ください。      | 現在の近江学園全体のエネルギー使用量と年間の光熱水費の実績は以下のとおりです。<br>＜令和元年度実績＞<br>・電気：367,058kW 6,342千円<br>・水道：16,830m <sup>3</sup> 5,216千円<br>・下水道：16,830m <sup>3</sup> 3,430千円<br>・ガス：10,787m <sup>3</sup> 3,257千円<br>・灯油：3,228リットル 322千円 |
| 65  | 業務要求水準書 | 排水設備            | 26 | 2 | (4) |   | ウ  | (イ) | b  |      | 「地下水利用」についての記載がありますが、給水設備の要件と考えてよろしいでしょうか。        | ご理解のとおりです。<br>(業務要求水準書を修正しました。)   |
| 66  | 業務要求水準書 | ガス設備            | 26 | 2 | (4) |   | ウ  | (イ) | c  |      | プロパンガスの購入は県が行うものと理解してよろしいでしょうか。                   | ご理解のとおりです。  |
| 67  | 業務要求水準書 | 衛生器具設備          | 27 | 2 | (4) |   | ウ  | (イ) | d  |      | 洋式便器に蓋は必要でしょうか。                                   | 生活・居住ゾーン（自立支援ユニットを除く）における児童が使用する便器については不要です。  |
| 68  | 業務要求水準書 | 駐車場             | 27 | 2 | (5) |   | ウ  |     |    |      | 駐車場に関し、要求水準を満たしていれば、設置場所に関し、指定はないものと理解して宜しいでしょうか。 | 利便性等要求水準に対し問題が無ければ場所は問いません。但し、図に示すA～EおよびGの範囲内に限ります。   |
| 69  | 業務要求水準書 | グラウンド           | 28 | 2 | (5) |   | エ  |     |    |      | 砂場、滑り台、ブランコ以外の遊具を設置する計画は、あるのでしょうか。                | 現時点ではありません。   |

| No. | 資料名     | タイトル            | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答   |
|-----|---------|-----------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|--|
| 70  | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>外構計画 | 28 | 2 | (5) |   | エ  |     |    |      | 遊具スペースを考える上で、遊具間の距離はどのくらい必要か教えてください。   | 通常の安全を確保できることを想定して計画してください。  |
| 71  | 業務要求水準書 | 外灯について          | 29 | 2 | (5) |   | ク  |     |    |      | 外灯の設置について想定照度があればご指示願います。  | 特に想定照度はありません。提案によることとします。  |
| 72  | 業務要求水準書 | 舗装について          | 29 | 2 | (5) |   | ケ  |     |    |      | 管理区域内の舗装について仕様として想定荷重があればご指定願います。  | 特に指定はありませんが、通学用のスクールバス、見学者の大型バス、トラクターの施設利用を加味した計画としてください。                    |
| 73  | 業務要求水準書 | 既存グラウンドの陶壁画について | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 移設予定のグラウンド陶壁画について既存の構造が解る資料があればいただきたい。また、移設は陶壁画のみ又は土台を含むかご指示願います。  | 別途、提供資料（その2）として提供します。提供方法等はホームページでお示しします。<br>移設対象は陶壁画のみです。土台を残す場合には解体してください。 |
| 74  | 業務要求水準書 | その他             | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 「管理棟横のモニュメントは、現在の位置に残置・保存する計画をすること」とありますが、別紙8 必要諸室の要求水準p9 No. 42 では、県との協議と書かれています。移動は可能と考えて良いでしょうか。その場合何か条件がありますでしょうか。 | 移動は不可とします。<br>(業務要求水準書別紙8を修正しました。)   |
| 75  | 業務要求水準書 | その他             | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | グラウンドにある陶壁画について、レリーフのみの移設も可能と考えてよろしいでしょうか。また、レリーフ部の大きさをご教示ください。  | No.73の回答を参照してください。   |
| 76  | 業務要求水準書 | その他             | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 「グラウンドにある陶壁画について移設することを計画する」とありますが、現在設置されている土台のコンクリート壁を含めての移設ではなく、陶壁画のみを移設する形で宜しいでしょうか。                                | No.73の回答を参照してください。   |
| 77  | 業務要求水準書 | その他             | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 移設をする陶壁画の現在の状況が分かる資料（図面など）を開示してください。   | No.73の回答を参照してください。   |

| No. | 資料名     | タイトル           | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|----------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 78  | 業務要求水準書 | その他            | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 陶壁画はコンクリートの土台ごと移設をするのでしょうか。  | No.73の回答を参照してください。  |
| 79  | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>その他 | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 現在のグラウンドの陶壁画の移設については、陶壁であれば移設は困難ですが、難しい場合は相談させて頂いても宜しいでしょうか？   | No.73の回答を参照してください。  |
| 80  | 業務要求水準書 | その他            | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 管理棟横のモニュメントを現在の位置に残置・保存するとありますが、別紙5の既存建物配置図の31管理棟と38生活棟5班の間にあるモニュメントのことでしょうか。<br>11月12日開催の現地見学会では、管理棟北側のモニュメントについても残置すると説明がありましたが、保存するモニュメントの場所を教えてください。 | ご指摘の位置のモニュメント（別紙2のモニュメント位置参照）及び銘板が対象です。銘板は隣接する木の足元にあります。<br>なお、管理棟北側にはモニュメントはありません。 |
| 81  | 業務要求水準書 | その他            | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 敷地内に設置されている、ロータリークラブから寄贈されたと思われるコンクリート製のベンチや、植物のプランターについては、撤去の対象でしょうか。   | 撤去対象です。   |
| 82  | 業務要求水準書 | その他            | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 既存の郵便ポストの移設時期はいつでしょうか。   | 事業者との設計協議により決定します。  |
| 83  | 業務要求水準書 | 柵の設置           | 29 | 2 | (5) |   | コ  |     |    |      | 生活居住エリアの周囲に柵等の設置は不要でしょうか。  | 不要です。   |
| 84  | 業務要求水準書 | 解体範囲           | 29 | 2 | (6) |   | ア  |     |    |      | 「図示の範囲の建物は基礎を含めて解体すること。」とあります。コスト算出、計画建物の基礎地盤検討に必要なため、解体建物の基礎図面をご提示ください。   | 提供資料を参照してください。  |
| 85  | 業務要求水準書 | 解体範囲           | 29 | 2 | (6) |   | ア  |     |    |      | 上記提示がない場合は、想定基礎深さをご提示ください。なお、実際の基礎深さとの差異が認められた場合は、県のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。  | No.84の回答を参照してください。<br>差異が認められた場合には協議とします。   |

| No. | 資料名     | タイトル               | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|---------|--------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|---|--|
| 86  | 業務要求水準書 | 解体・撤去計画            | 29 | 2 | (6) |   | ア  |     |    |      | 保母棟の解体開始可能時期の指定がありましたらご教授願います。  | 開始時期については令和4年度以降で計画してください。                                     |
| 87  | 業務要求水準書 | 解体・撤去計画            | 29 | 2 | (6) |   | ア  |     |    |      | 工事予定地A(多目的ホール西側)の既存建物 ソフト部棟、教育棟 職業指導棟は、工事着手に合わせて解体しても宜しいでしょうか。                            | 工事着手に合わせて解体して構いません。  |
| 88  | 業務要求水準書 | 工事用動線              | 29 | 2 | (7) |   | ア  |     |    |      | 工事関係車両は現裏門からのみの出入とありますが、車両の高さによっては、電線にかかる可能性があると思われませんが、その場合は正門側からの出入を行うことは可能でしょうか。       | 児童の通学、敷地内での生活の安全対策等が担保できるのであれば可能です。ただし、基本的には児童が出校し不在の時間帯が対象です。 |
| 89  | 業務要求水準書 | 工事用動線              | 29 | 2 | (7) |   | ア  |     |    |      | 工事の時間帯には、曜日も含め制限が無いと考えてよろしいでしょうか。指定があれば教えてください。   | 原則、工事は平日の昼間とします。その他の時間帯で工事を行う場合には、県と別途協議とします。                  |
| 90  | 業務要求水準書 | 施工計画               | 29 | 2 | (7) |   | ア  |     |    |      | 別紙2 計画予定位置 正門西側の現状職員駐車場ですが、このB範囲も新築建物建築場所として検討する場合、工事着手に伴い、職員駐車場を別敷地に移動頂くことは可能でしょうか。      | 可能です。  |
| 91  | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>解体・撤去計画 | 29 | 2 | (6) |   | ア  |     |    |      | 解体建物一覧をもとに見積みますが、別途想定外の地中障害や杭、土留、地中障害や産業廃棄物が発生した場合は別途とさせていただきます。アスベストについても同上で、宜しくお願い致します。 | 想定外であるかの判断も含めて、協議により決定します。                                     |
| 92  | 業務要求水準書 | 施工計画               | 30 | 2 | (7) |   | ア  |     |    |      | 工事中の交通誘導員の配置ですが、常駐の有無、人員の条件がありましたらご教授願います。  | 特に指定はありませんが、児童の生活の場ということを考慮して提案してください。                         |

| No. | 資料名     | タイトル                  | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英) | 質問   | 回答   |
|-----|---------|-----------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|-----|--|--|
| 93  | 業務要求水準書 | 仮設グラウンド               | 30 | 2 | (8) |   | ア  | (ア) |    |     | 「既設グラウンドでの工事に際し、事前に現保母室棟位置に仮設グラウンドを整備すること。」「上記に伴い、他棟に先行して現保母棟の解体が必要である。」とありますが、仮設グラウンドの整備後でないと建設工事に取り掛かれないと考えてよろしいでしょうか。                     | ご理解のとおりです。   |
| 94  | 業務要求水準書 | 仮設グラウンド               | 30 | 2 | (8) |   | ア  | (ア) |    |     | 上記の条件の場合、現保母棟の撤去の設計・見積を先に提出し、着手することは可能でしょうか。   | 着手することは可能ですが、開始時期については令和4年度以降で計画してください。  |
| 95  | 業務要求水準書 | 引越                    | 30 | 2 | (8) |   | イ  |     |    |     | 引越は、引越対象物全てを県で行う業務と理解してよろしいでしょうか。その場合、引越に要する期間はどの程度見込んでおられるかご教示願います。また、引越対象物は、既存の管理・運営施設の什器備品、生活・居住施設の什器備品、作業・活動施設の作業用機械・展示作品と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。生活・居住ゾーン、管理・運営ゾーンの引越に要する期間は2週間程度を想定しています。また、その他のゾーンの作業用機械等については、別途必要な期間を設けてください。               |
| 96  | 業務要求水準書 | 多目的ホール                | 30 | 2 | (8) |   | ウ  |     |    |     | 既存多目的ホールについては、工事中も使用するとありますが、記載の行事以外にも、日常的な利用があるのでしょうか。利用方法、頻度をご教示ください。  | 児童の余暇、職員の会議等で日常的に使用しています。  |
| 97  | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>引越・ローリング計画 | 30 | 2 | (8) |   | ウ  |     |    |     | 多目的ホールの使用考慮は、近江学園年間行事だけでしょうか？<br>他考えられることがあればご教示よろしく願いいたします。   | No.96の回答を参照してください。   |
| 98  | 業務要求水準書 | ローリング計画               | 31 | 2 | (8) |   | エ  |     |    |     | 「県が認めた場合は、ユニット単位で工事を進めて順次引越しを行う方式を採用してもよい」とありますが、認められない場合の条件はどのようなものがありますでしょうか。  | 以下のこと等が想定されます。<br>・周辺ユニットの引越しが完了し既存建物周辺で解体工事等が行われる際に残っている生活棟の児童へ騒音等の悪影響が想定される場合<br>・またはその逆の場合（引越し先での騒音等） |

| No. | 資料名     | タイトル            | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答   |
|-----|---------|-----------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|--|
| 99  | 業務要求水準書 | ローリング計画         | 31 | 2 | (8) |   | エ  |     |    |      | 「県が認めた場合は、ユニット単位で工事を進めて順次引越しを行う方式を採用してもよい」とありますが、ユニット単位で引越しをする場合、どの生活班が、どのユニットに対応（引越し）するかご教示ください。                                      | ・発達障害ユニットABC：生活棟（1班：男子、5班：女子）<br>・強度行動障害ユニット：生活棟（4、5班）<br>・自立支援ユニット：生活棟（2、3班）<br>実際の引越しはその時期の児童の状態によるため、その都度調整が必要となります。また、児童の状況によっては同一班の児童が別々のユニットへ分かれることも想定されることから、引越しはできるだけ同時期が望ましいです。ただし、絶対条件ではありません。提案によります。 |
| 100 | 業務要求水準書 | ローリング計画         | 31 | 2 | (8) |   | エ  |     |    |      | ユニット単位で工事を進めて順次引越を行う方式を採用した場合、最後の計画建物の引き渡しを令和6年3月末日に行うということでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 101 | 業務要求水準書 | ローリング計画         | 31 | 2 | (8) |   | エ  |     |    |      | ユニット単位で工事を進めて順次引越を行う方式を採用した場合、維持管理業務については引き渡しを行ったユニットから順次開始していくということでしょうか。<br>その場合、維持管理開始時期が令和6年4月よりも前倒しになると思われますが、費用の精算はどのように考えていますか。 | 順次引越を行う方式を提案された場合、維持管理開始時期以前の維持管理費は事業者の負担にて行っていただきますので、その点を考慮してご提案ください。  |
| 102 | 業務要求水準書 | 現状の確認申請における敷地単位 | 31 | 2 | (8) |   | カ  |     |    |      | 現状の確認申請における敷地単位についてご教示ください。また一団地認定を所得しておりますでしょうか。  | 既存建物の確認申請は1敷地です。また、一団地認定は取得しておりません。  |
| 103 | 業務要求水準書 | 児童の長期休暇について     | 31 | 2 | (8) |   | キ  |     |    |      | 長期休暇中、配慮が必要とありますが具体的な配慮事項についてご指示願います。  | 常時、児童が在園しているため、安全対策がより求められるとの意味になります。  |

| No. | 資料名     | タイトル                 | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|----------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 104 | 業務要求水準書 | 児童の長期休暇期間            | 31 | 2 | (8) |   | キ  |     |    |      | 配慮が必要な長期休暇ということは、児童が在園する時間が多く、工事上の安全性により留意するということでしょうか？他ニュアンスの配慮想定があればご教示、お願い致します。 | ご理解のとおりです。  |
| 105 | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>児童の長期休暇期間 | 31 | 2 | (8) |   | キ  |     |    |      | 児童の休み期間に引越しの計画は可能でしょうか？また、工事作業は可能でしょうか？  | 可能です。   |
| 106 | 業務要求水準書 | 工事費概算書               | 35 | 3 | (3) |   | エ  | (ア) | b  |      | 基本設計終了時の工事費概算書に関し、指定の書式は御座いますか。  | 提案によるものとします。  |
| 107 | 業務要求水準書 | 外観内観景観シュミレーション       | 35 | 3 | (3) |   | エ  | (ア) | c  | (b)  | 外観内観景観シュミレーションとは、どのような成果物を提出すればよいのかご教示願います。  | 外観イメージパースを作成し湖南市景観計画に合致していることが確認できること、内観イメージパースを作成し施設職員他に施設利用イメージをできるだけ解りやすく伝えることを目的としています。 |
| 108 | 業務要求水準書 | 解体・撤去工事              | 38 | 3 | (5) |   | ウ  | (イ) |    |      | 解体する建物内の備品、家電製品等の残置物は、建物所有者に処理責任があることから、県で事前に処理され、解体着手時にはないものとして考えてよろしいでしょうか。      | ご理解のとおりです。  |
| 109 | 業務要求水準書 | 解体・撤去工事              | 38 | 3 | (5) |   | ウ  | (イ) |    |      | PCB調査、ダイオキシン調査は必要とし、発見された場合の処理費用は、協議に応じて頂けると考えてよろしいでしょうか。                          | ご理解のとおりです。  |
| 110 | 業務要求水準書 | 解体・撤去工事              | 38 | 3 | (5) |   | ウ  | (イ) |    |      | 既知となっていない杭、地中障害物が工事中に発見され、費用増大と工期延長が見込まれる場合、協議に応じて頂けると考えてよろしいでしょうか。                | ご理解のとおりです。  |
| 111 | 業務要求水準書 | 什器・備品等の調達・設置         | 43 | 2 | (6) |   | ウ  | (エ) |    |      | 什器・備品等は、事業期間終了後に貴県所有物にしなければなりません、リース品については貴県にてリース契約を継続していただくと考えてよろしいでしょうか。         | リース品は原則として、事業期間終了後には県の所有物となる計画としてください。ただし、事業期間終了前にリース契約の継続について、協議できるものとします。                 |

| No. | 資料名     | タイトル           | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ  | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|----------------|----|---|-----|---|-----|-----|----|------|--|---|
| 112 | 業務要求水準書 | 什器・備品等（リース契約）  | 43 | 3 | (6) |   | ウ   | (エ) |    |      | 事業供用期間は14年ですが、什器・備品を仮に7年リースを2回契約した際、1回目7年後のリース契約物件も県の所有物にする考えでよいでしょうか？所有物移転可能なタイミングは、事業期間終了時のみでしょうか？ | 県への所有権移転は事業期間終了時のみとします。   |
| 113 | 業務要求水準書 | 第3維持管理に関する要求水準 | 44 | 1 | (4) |   | ア～ク |     |    |      | 修繕・更新業務は、新たに計画する施設の大規模修繕工事は含まず長期修繕計画として県へ提出し、工事費用は事業者負担では無いという事でしょうか？                                | ご理解のとおりです。  |
| 114 | 業務要求水準書 | 第3維持管理に関する要求水準 | 44 | 1 | (4) |   | ア～ク |     |    |      | 現状における施設のア～クまでの維持管理費用実績を参考資料として頂くことは可能ですか？   | 現在のア～クの業務については、それ以外の支援に関する業務と一体で発注しているものがあるため、比較できる実績をお示しすることが困難です。参考になりますが、現施設全体の修繕費の実績（建築物・建築設備・備品）は、平成29年度で10,535千円、平成30年度で11,763千円です。なお、実績額は老朽化した現施設のものであることにご留意ください。 |
| 115 | 業務要求水準書 | 業務を担当する従事者の配置  | 44 | 1 | (5) |   |     |     |    |      | 維持管理期間中について、「業務責任者」及び必要な業務担当者を配置することとありますが、「常駐」を想定しておられるのでしょうか。また、常駐であれば勤務時間をご教示願います。                | 常駐までは求めておりませんが、緊急修繕発生時等にすぐ連絡が付く体制をとってください。  |
| 116 | 業務要求水準書 | 業務を担当する従業員の配置  | 45 | 1 | (5) |   | イ   |     |    |      | 統括責任者には求められてませんが、配置人員については、県の承諾を得ることとなっています。届出で足りると考えますので再考願います。                                     | 統括責任者においても県の承諾を得るものとします。<br>(業務要求水準書を修正しました。)   |

| No. | 資料名     | タイトル        | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|-------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 117 | 業務要求水準書 | 長期修繕計画      | 46 | 1 | (7) |   | ア  | (ウ) |    |      | 「供用開始から10年を経過した時点で提出すること。」とありますが、『実施方針および業務要求水準書(案)に関する質問・意見への回答』No.277の回答では事業期間終了後30年間の計画書が必要とあり、様式3-9-3(3)維持管理業務費のうち修繕・更新に係る費用の内訳書は、本事業期間終了後の枠が令和20年度～令和34年度まであります。<br>長期修繕計画の提出時期と作成期間を教えてください。 | 様式3-9-3(3)は長期修繕計画の様式ではありません。<br>長期修繕計画の提出時期は、供用開始から10年を経過した時点とし、計画期間は事業期間終了後30年間とします。 |
| 118 | 業務要求水準書 | 長期修繕計画      | 46 | 1 | (7) |   | ア  | (ウ) |    |      | 『実施方針および業務要求水準書(案)に関する質問・意見への回答』No.277の回答で、長期修繕計画書の期間は事業終了後30年間の作成が必要と回答ありましたが、事業期間14年+30年の44年間の計画書が必要という事でしょうか。<br>若しくは、引き渡し後30年間を意味されているのでしょうか。  | No.117の回答を参照してください。   |
| 119 | 業務要求水準書 | 基本計画        | 46 | 1 | (7) |   | イ  | (ア) |    |      | 業務に係るセルフモニタリングの内容・方法等で県が指定する記載方法等は、ありますか。  | 提案によるものとします。  |
| 120 | 業務要求水準書 | 業務報告書の作成・提出 | 46 | 1 | (8) |   |    |     |    |      | 維持管理業務に関する「日報」を作成することになっておりますが、日常の清掃以外で、どのような「日報」を想定されているのかご教示願います。  | 日常的に発生しない維持管理業務に関しては日報の作成は必要ありません。  |
| 121 | 業務要求水準書 | 法定点検        | 49 | 2 | (3) |   | イ  | (ウ) |    |      | 建築基準法第12条の規定に定める定期点検の対象となる建物用途は、生活・居住ゾーンは「児童福祉施設等(高齢者、障害者等就寝用途あり)」、管理・運営ゾーン、作業・活動ゾーンは「児童福祉施設等(高齢者、障害者等就寝用途なし)」と考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

| No. | 資料名     | タイトル       | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 122 | 業務要求水準書 | 建築設備保守管理業務 | 51 | 2 | (4) |   |    |     |    |      | 建築設備保守管理業務の対象設備にはプール機械設備は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。<br>また、プール機械設備のメンテナンスとして、塩素の補充者、チャッキ弁清掃、塩素濃度調整といった業務も県が実施される、との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                  |
| 123 | 業務要求水準書 | 定期点検       | 51 | 2 | (4) |   | イ  | (ウ) |    |      | 多目的ホールの床暖房は現在定期保守点検を行っているのでしょうか。<br>メーカー名や保守点検業者を教えてください。  | 定期点検は行っておりません。                              |
| 124 | 業務要求水準書 | 業務の対象      | 53 | 2 | (5) |   | ア  |     |    |      | 多目的ホールのピアノなど、既存施設にある什器・備品は業務の対象外と理解してよろしいでしょうか。<br>既存施設で事業者の対象範囲となる物がある場合は、管理が必要な什器・備品リストを開示してください。                        | ご理解のとおりです。                                  |
| 125 | 業務要求水準書 | 業務の方針      | 53 | 2 | (5) |   | イ  |     |    |      | 複合機の保守契約は事業者が実施し、トナーの購入や定期的な部品交換については、県が行うのでしょうか。  | 複合機に関する維持管理費用は、県の負担とします。                    |
| 126 | 業務要求水準書 | 什器・備品の保守管理 | 53 | 2 | (5) |   | ウ  | (ア) |    |      | 什器・備品の修繕ですが、劣化による定期的な部品交換以外の、使用状況による破損による修繕は、入札説明書p25に記載するサービス購入料B-2: 2,346千円の費用から修繕すると考えてよろしいでしょうか。                       | サービス購入料B-2に該当するもの以外は、サービス購入料B-1に含まれるものとします。 |
| 127 | 業務要求水準書 | 消耗品の保守管理   | 53 | 2 | (5) |   | ウ  | (イ) |    |      | 施設のスタッフが使用する清掃用具、洗剤等の資機材については、県が負担するという理解でよろしいでしょうか。   | 県職員が使用する清掃用具、洗剤等の資機材については、県が負担します。          |
| 128 | 業務要求水準書 | 消耗品の保守管理   | 53 | 2 | (5) |   | ウ  | (イ) |    |      | 各消耗品の適正在庫数の参考資料等の開示をして頂くことは、可能でしょうか。   | 事業者が保守管理を行う消耗品については、提案内容により適正在庫数が異なると考えます。  |

| No. | 資料名     | タイトル       | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答   |
|-----|---------|------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|--|
| 129 | 業務要求水準書 | 備品台帳の整備    | 53 | 2 | (5) |   | ウ  | (ウ) |    |      | 備品台帳と現物照合は、事業者側が、行うのでしょうか？部分的に県に委託できる可能性はありますか？  | 県も照合に協力しますが、事業者が行うものとします。  |
| 130 | 業務要求水準書 | 備品台帳の整備    | 53 | 2 | (5) |   | ウ  | (ウ) |    |      | 備品台帳の整備で備品台帳作成し、年1回現物と照合するとありますが、引き渡し備品になりますので、貴県の備品シール（ラベル）は支給していただけるのでしょうか。  | 支給します。   |
| 131 | 業務要求水準書 | 外構施設       | 54 | 2 | (6) |   | ウ  | (ア) |    |      | 外構施設については、修繕・更新業務は対象外と考えてよろしいでしょうか。  | 対象内となります。  |
| 132 | 業務要求水準書 | 外構施設       | 54 | 2 | (6) |   | ウ  | (ア) |    |      | 舗装や縁石などの破損については、対象外と考えてよろしいでしょうか。  | 対象内となります。  |
| 133 | 業務要求水準書 | 外構施設       | 54 | 2 | (6) |   | ウ  | (ア) |    |      | グラウンドの砂の補充は、対象外と考えてよろしいでしょうか。  | 対象内となります。  |
| 134 | 業務要求水準書 | 外構施設       | 54 | 2 | (6) |   | ウ  | (ア) |    |      | 遊具の更新については対象外と考えてよろしいでしょうか   | 対象内となります。  |
| 135 | 業務要求水準書 | 外灯照明       | 54 | 2 | (6) |   | ウ  | (イ) |    |      | 破損、腐食、その他の欠陥が無いよう維持し、必要に応じて取り替えること。とありますが、取り替える対象は何を想定されていますでしょうか。   | 全ての照明器具が対象となります。   |
| 136 | 業務要求水準書 | 外灯照明       | 54 | 2 | (6) |   | ウ  | (イ) |    |      | 既存の外灯を使用する箇所があると思います。劣化状態は外観だけでは分からないため、例えば、既設の外灯ポールが折れるなどによる更新は、貴県の範囲と考えてよろしいでしょうか。                                   | 既存の外灯は全て更新してください。  |
| 137 | 業務要求水準書 | 什器・備品の保守管理 | 54 | 2 | (7) |   |    |     |    |      | 『実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問・意見への回答』No.91の回答で建築物・建築設備・備品の修繕費は平成29年度10,535千円とありますが、No.65什器・備品1,817千円は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。 | 現施設における児童の破壊に伴う修繕費（平成29年度：1,817千円）は、現施設全体の修繕費の実績（平成29年度：10,535千円）に含まれます。 |

| No. | 資料名     | タイトル         | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|---------|--------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|---|--|
| 138 | 業務要求水準書 | 修繕・更新業務業務の方針 | 54 | 2 | (7) |   | イ  |     |    |      | 既存施設の大規模修繕は県が行うとありますが、中小規模修繕は、事業者側の業務でしょうか？事業者側業務であれば、大規模と中小規模の線引きをご教示お願い致します。  | 例えば設備機器の場合、修理は事業者、更新は県とします。修理とするか、更新とするかは都度協議とします。                               |
| 139 | 業務要求水準書 | 業務の方針        | 54 | 2 | (7) |   | イ  |     |    |      | 各既存施設の事業者が行う範囲を記載しておりますが、例えば、現状多目的ホールにおいて、内壁の破損やスピーカーの変形、床の摩耗等が見受けられます。既設施設に関わる修繕・更新は貴県の範囲と理解してよろしいでしょうか。             | 維持管理期間開始後に発生した既存施設の破損等の修繕が事業者が行うものとなります。なお、維持管理期間開始以前に既に生じている経年劣化等の修繕・更新は県が行います。 |
| 140 | 業務要求水準書 | プールサイド附属建物   | 54 | 2 | (7) |   | イ  |     |    |      | (7)～(9)の既存施設の照明器具の管球は県から支給していただけるのでしょうか。  | 事業者の負担とします。  |
| 141 | 業務要求水準書 | プールサイド附属建物   | 54 | 2 | (7) |   | イ  | (ウ) |    |      | プール使用期間中の更衣室等の日常清掃やプール使用期間以外の施設の清掃についても県が行うのでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 142 | 業務要求水準書 | プールサイド附属建物   | 54 | 2 | (7) |   | イ  | (ウ) |    |      | プール水の水質検査は県が行うという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 143 | 業務要求水準書 | 業務の対象        | 56 | 2 | (9) |   | ア  |     |    |      | 維持管理開始当初の引っ越し期間中に引っ越し業者による養生が設置された場所については、日常清掃の範囲外としてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 144 | 業務要求水準書 | 業務の対象        | 56 | 2 | (9) |   | ア  |     |    |      | 清掃の実施曜日について『実施方針および業務要求水準書(案)に関する質問・意見への回答』No.322の回答で、「学園側との調整により変更が生じる場合もある」とのことですが、変更ある場合は契約金額の増減もあると理解してよろしいでしょうか。 | 実施曜日の変更による契約金額の増減は想定していません。  |

| No. | 資料名     | タイトル                     | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カナ) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|---------|--------------------------|----|---|-----|---|----|------|----|------|---|--|
| 145 | 業務要求水準書 | 管理・運営ゾーンおよび作業・活動ゾーンの清掃回数 | 56 | 2 | (9) |   | ア  | (ア)  |    |      | 全ての清掃作業は、月曜日～金曜日（祝日除く）の間で実施する考えでよろしいでしょうか。<br>清掃作業の実施可能な時間帯を教えてください。  | 実施曜日については、ご理解のとおりです。<br>実施可能な時間帯は、<br>・生活居住ゾーン：9:30～15:00<br>・その他のゾーン：8:30～17:15 |
| 146 | 業務要求水準書 | 全体に係る清掃回数                | 56 | 2 | (9) |   | ア  | (ウ)  |    |      | 多目的ホールの高所部窓の清掃は、現在どの様にされているのでしょうか。<br>屋上からロープ作業か脚立使用か現在の作業方法を教えてください。   | 多目的ホール高所部窓の内側は2階バルコニーから、外側は脚立等を使用して清掃を実施しています。                                   |
| 147 | 業務要求水準書 | 全体に係る清掃回数                | 56 | 2 | (9) |   | ア  | (ウ)  |    |      | 窓ガラス清掃を年1回行うとありますが、現状何月に行っているのでしょうか。  | 本年度は10月に実施しています。   |
| 148 | 業務要求水準書 | 全体に係る清掃回数                | 56 | 2 | (9) |   | ア  | (ウ)  |    |      | 『実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問・意見への回答』No.328の回答に「窓清掃については、事業者の清掃対象外となる箇所も含め、施設全体の窓の内外両面を年1回清掃を願います。」とありますが、個室の内窓を行う場合、現在どの時間帯に行っているのでしょうか。<br>また、作業実施の際はスタッフのよる立会いが必要でしょうか。 | No.145の回答を参照してください。<br>作業実施の際にスタッフが立ち会いません。                                      |
| 149 | 業務要求水準書 | 県の清掃範囲                   | 56 | 2 | (9) |   | ア  | (エ)  |    |      | 定期清掃についても(ア)～(ウ)に示した箇所以外の諸室は県が行うのでしょうか。<br>また、事業者の作業実施に際して曜日・時間帯の指定がありましたら開示してください。   | ご理解のとおりです。<br>No.145の回答を参照してください。  |

| No. | 資料名     | タイトル   | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (加) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|--------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 150 | 業務要求水準書 | 業務の方針  | 56 | 2 | (9) |   | イ  |     |    |      | 「清掃用具、洗剤等の資機材やトイレトペーパー等の衛生消耗品はすべて選定事業者の負担とすること。」とありますが、『実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問・意見への回答』No. 300の回答で「事業者で負担する消耗品は清掃用具、洗剤等の資機材等を想定しています。…トイレトペーパーは県の負担とします。（業務要求水準書（案）を修正しました。）」とありますので、衛生消耗品（トイレトペーパー、手洗い石鹸水、ペーパータオル、ゴミ袋）については、県の負担としていただけると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、清掃作業に使用するゴミ袋は事業者の負担となります。             |
| 151 | 業務要求水準書 | 業務の方針  | 57 | 2 | (9) |   | イ  |     |    |      | 電気、水道、ガスの費用については、県が負担するものと理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 152 | 業務要求水準書 | 清掃業務   | 57 | 2 | (9) |   | ウ  | (ア) | a  |      | 「鍵は、所定の場所へ返却すること」とありますが、所定の場所とはどこの事を指しておりますでしょうか。  | 現時点では、事務室を想定しています。                                  |
| 153 | 業務要求水準書 | 清掃業務   | 57 | 2 | (9) |   | ウ  | (ア) | a  |      | 厨房のレンジフードや床の清掃は、貴県の対象と理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 154 | 業務要求水準書 | 害虫防除業務 | 57 | 2 | (9) |   | ウ  | (ア) | b  |      | 厨房以外の害虫防除を実施する場所を教えてください。  | 管理・運営ゾーン（屋外建物を除く）、生活・居住ゾーンおよび作業・活動ゾーンについて、実施してください。 |
| 155 | 業務要求水準書 | その他    | 57 | 2 | (9) |   | ウ  | (イ) | a  |      | 回収したごみについては、施設内ごみ置き場に搬送すれば、運搬・処分については県が実施していただけるということでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 156 | 業務要求水準書 | その他    | 57 | 2 | (9) |   | ウ  | (イ) | a  |      | 入口に敷くマットは事業者の負担でしょうか。その場合、マットの設置場所、サイズ、種類の指定がありましたら教えてください。  | ご理解のとおりです。マットの設置場所等については提案によります。                    |

| No. | 資料名     | タイトル                   | 頁  | 数 | (数)  | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|---------|------------------------|----|---|------|---|----|-----|----|------|---|---|
| 157 | 業務要求水準書 | 2維持管理業務                | 58 |   | (10) |   | ア  |     |    |      | 植栽管理の対象は、敷地廻りの既存の樹木が含まれますか？   | 学園敷地内の植栽は全て対象となります。   |
| 158 | 業務要求水準書 | 業務の方針                  | 58 | 2 | (10) |   | イ  |     |    |      | 植替えとありますが、想定している具体的な内容をご教授お願いいたします。   | 本事業で事業者が新たに植えた植栽が枯れた場合の植え替えを想定しています。  |
| 159 | 業務要求水準書 | 要求水準                   | 58 | 2 | (10) |   | ウ  |     |    |      | 病害虫の駆除について、過去3年間の実績を教えてくださいませんか。  | 提供資料を参照してください。  |
| 160 | 業務要求水準書 | 植栽管理                   | 58 | 2 | (10) |   | ウ  |     |    |      | 植栽の剪定箇所を設定するにあたり、通学や生活環境の中で重視していることがあればご教授お願いします。   | 隣地、児童・職員の通行、建物の管理上支障が出る箇所を優先的に剪定します。  |
| 161 | 業務要求水準書 | 植栽管理                   | 58 | 2 | (10) |   | ウ  |     |    |      | 既存樹木が多く存在しますが、維持管理開始の時点では、枯れ木や整枝など行われた状態と考えてよろしいでしょうか。管理開始後に倒木処理や整枝の必要性が無いようにお願いできればと思っております。 | 維持管理期間開始時に現状を確認した上で、県と事業者の協議とします。   |
| 162 | 業務要求水準書 | 業務要求水準書<br>選定事業者に関する事項 | 59 | 1 | (1)  |   |    |     |    |      | 選任する社員等に関して、グループ会社の社員を出自としてもよいのでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 163 | 業務要求水準書 | その他                    |    |   |      |   |    |     |    |      | 敷地のCADデータをご提示ください。<br>(要求されている図面作成・コスト算出には必須です。)  | 参考図として、提供資料に含むCADデータをご活用ください。   |
| 164 | 業務要求水準書 | その他                    |    |   |      |   |    |     |    |      | 上記が不可の場合も縮尺の正しい敷地図面(誤差が出ないようにして)提示してください。   | No.163の回答を参照してください。   |
| 165 | 業務要求水準書 | その他                    |    |   |      |   |    |     |    |      | 敷地の高低差がわかる資料をご提示ください。(要求されている図面作成・コスト算出には必須です。)   | A=±0とした場合、B=-5,500程度、C=+100~300程度、D=+1,500~2,000程度と仮定します。<br>あくまで提案用の仮定であり、実測は詳細設計時に事業者が行うこととします。 |

■添付資料に関する質問への回答

| No. | 資料名  | タイトル           | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|------|----------------|---|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 1   | 添付資料 | 別紙2<br>計画予定位置  |   |   |     |   |    |     |    |      | 敷地のCADデータをご提示ください。   | 参考図として、提供資料に含むCADデータをご活用ください。   |
| 2   | 添付資料 | 別紙2<br>計画予定位置  |   |   |     |   |    |     |    |      | No.1が不可の場合も縮尺の正しい敷地図面（誤差が出ないようにして）提示してください。  | No.1の回答を参照してください。   |
| 3   | 添付資料 | 別紙2<br>計画予定位置  |   |   |     |   |    |     |    |      | 敷地の高低差がわかる資料をご提示ください。  | A=±0とした場合、B=-5,500程度、C=+100~300程度、D=+1,500~2,000程度と仮定します。<br>あくまで提案用の仮定であり、実測は詳細設計時に事業者が行うこととします。 |
| 4   | 添付資料 | 別紙2<br>F敷地     |   |   |     |   |    |     |    |      | エリアFの想定利用形態をご教示ください。   | 畑として、現状のまま使用する予定です。   |
| 5   | 添付資料 | 別紙4<br>既存建物一覧  |   |   |     |   |    |     |    |      | 別紙8必要諸室の要求水準の既存施設NO.に該当しない建物（その機能）は、建物の撤去は行うが、建替の必要はないと考えてよろしいか。                             | ご理解のとおりです。  |
| 6   | 添付資料 | 別紙4<br>既存建物一覧  |   |   |     |   |    |     |    |      | 別紙8必要諸室の要求水準の既存施設NO.に該当しない建物（その機能）は、当初から撤去可能と考えてよろしいですか。もし、不可であれば、建設工事中に使用される予定の建物をお教えてください。 | 現在使用していない施設については撤去可能です。   |
| 7   | 添付資料 | 別紙4<br>既存建物一覧  |   |   |     |   |    |     |    |      | 上記の中でも特に棟番号22、23、24、25、26については工事当初の解体は可能でしょうか。   | 22、23、24、25は現在使用しているため、工事当初の解体は不可ですが、解体時期については別途協議とします。<br>26は工事当初の解体が可能です。                       |
| 8   | 添付資料 | 別紙5<br>既存建物配置図 |   |   |     |   |    |     |    |      | 解体建物の平面図・断面図をお示ください。   | 提供資料を参照してください。  |
| 9   | 添付資料 | 別紙5<br>既存建物配置図 |   |   |     |   |    |     |    |      | 31管理棟と38生活棟5班の間にある残置するモニュメントは寄贈の銘板を含めての保存でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

| No. | 資料名  | タイトル             | 頁 | 数  | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|------|------------------|---|----|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 10  | 添付資料 | 別紙5<br>既存建物配置図   |   |    |     |   |    |     |    |      | 残置するモニユメントの横にある破線囲みは何を意味しているのでしょうか。   | 記念樹です。この木の下にモニユメントの銘板がありますので、モニユメントとセットで保存してください。なお、この記念樹自体は保存の有無は問いません。  |
| 11  | 添付資料 | 別紙8<br>必要諸室の要求水準 | 2 | 8  |     |   |    |     |    |      | 職員更衣室に設置するロッカーは男女それぞれ3名×4台が必要という理解でよろしいでしょうか。                                     | ご理解のとおりです。  |
| 12  | 添付資料 | 別紙8<br>スヌーズレン室   | 5 | 21 |     |   |    |     |    |      | No. 21スヌーズレン室は、「玄関からの動線上にあれば良い」とありますが、玄関からどこへの動線を指すのかご教示ください。                     | 「玄関からの動線上にあればよい」とは、強度行動障害児童が移動しやすい場所という意味です。  |
| 13  | 添付資料 | 別紙8<br>スヌーズレン室   | 5 | 21 |     |   |    |     |    |      | スヌーズレンの考え方で空調および換気設備の方式を検討する必要はございますでしょうか。特に空調機器から吹出されます風が機材に影響を与えることはございますでしょうか。 | 空調機器からの風については特に影響はありません。空調換気設備の仕様は強度行動障害ユニットと同等として計画ください。<br>また、強度行動障害ユニットの換気方式については、全熱交換換気ユニット方式を用いることとします。<br>(業務要求水準書を修正しました。) |
| 14  | 添付資料 | 別紙8<br>スヌーズレン室   | 5 | 21 |     |   |    |     |    |      | スヌーズレン室は強度行動障害ユニット付近に配置し、「玄関からの動線上にあれば良い」とのことですが、この場合の「玄関」は「玄関ホール」と理解して宜しいでしょうか。  | No.12の回答を参照してください。なお、「玄関」は、強度行動障害ユニットの「玄関」を指します。  |
| 15  | 添付資料 | 別紙8<br>ゴミ置き場     | 7 | 30 |     |   |    |     |    |      | ゴミステーションまで搬送とありますが、ゴミステーションの場所をご教示ください。   | 現在のゴミステーションの位置は学園内の保母棟付近にあります。<br>新設後のゴミステーションの位置は、提案内容により湖南市との協議とします。  |
| 16  | 添付資料 | 別紙8<br>必要諸室の要求水準 | 7 | 30 |     |   |    |     |    |      | ゴミステーションまで職員が搬送とありますが、施設内のごみ置き場から職員棟前にあるゴミステーションまで職員が搬送するというのでしょうか。               | ご理解のとおりです。  |
| 17  | 添付資料 | 別紙8<br>必要諸室の要求水準 | 7 | 30 |     |   |    |     |    |      | 屋外のゴミステーションについては、既設のまま継続して使用するという理解でよろしいでしょうか。                                    | No.15の回答を参照してください。  |

| No. | 資料名  | タイトル                                | 頁  | 数   | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|------|-------------------------------------|----|-----|-----|---|----|-----|----|------|---|--|
| 18  | 添付資料 | 別紙8<br>環境倉庫                         | 8  | 35  |     |   |    |     |    |      | 設置場所は、エリアA以外でも構わないとありますが、B、C、Dのいずれかは可という理解でよろしいでしょうか。<br>また大倉庫と併設可とのことですが、配置については、上記考えと同じと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 19  | 添付資料 | 別紙8<br>来客用駐車場                       | 8  | 36  |     |   |    |     |    |      | 来客用駐車場20台+身体障がい者等駐車スペース2台の設置とありますが、業務要求水準書P27では、来客用駐車場20台と記載されています。どちらが正がご教示ください。                       | 身体障がい者等駐車スペース2台は、来客用駐車場20台に含むものとします。<br>(業務要求水準書別紙8を修正しました。)   |
| 20  | 添付資料 | 別紙8<br>必要諸室の要求水準                    | 8  | 39  |     |   |    |     |    |      | 2面を仕切る防球ネット等は可動式とありますが、電動式・手動式どちらを想定されていますか。  | 提案内容によるものとします。   |
| 21  | 添付資料 | 別紙8<br>発達障害ユニット<br>リビングダイニング<br>設備  | 11 | 50  |     |   |    |     |    |      | 『壁掛けテレビを設置し、収納できること』とありますが、施錠の有無や破壊防止の強度等の条件をご教示ください。   | 収納は施錠可能として下さい。<br>破壊防止についてはテレビに直接触れない状態として計画ください。例えば、埋め込み式として、テレビの前面をポリカーボネートで保護することなどが想定されます。(この方式も収納とみなす。) |
| 22  | 添付資料 | 別紙8<br>必要諸室の要求水準<br>発達障害ユニット<br>学習室 | 12 | 56  |     |   |    |     |    |      | 発達障害ユニット タイプCには学習室は不要という認識でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 23  | 添付資料 | 別紙8<br>自立支援ユニット<br>リビングダイニング<br>設備  | 21 | 95  |     |   |    |     |    |      | 『壁掛けテレビを設置すること』とありますが、収納は不要でしょうか。その他設置条件があればご教示ください。  | 収納については特に指定しません。   |
| 24  | 添付資料 | 別紙8<br>窯業作業ゾーン1                     | 23 | 112 |     |   |    |     |    |      | 換気量及び空調熱負荷算定のため、電気ろくろ、土練機、グラインダーの発熱量もしくは電気容量をご教示ください。   | 電気ろくろ200V 0.4kW×2台<br>土練機200V 0.75kW×1台、0.4kW×1台<br>グラインダー200V 0.2kW×1台                                      |

| No. | 資料名  | タイトル           | 頁  | 数   | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|------|----------------|----|-----|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 25  | 添付資料 | 別紙8<br>施釉ゾーン   | 25 | 119 |     |   |    |     |    |      | 釉薬集塵用装置とありますが、釉薬集塵用装置の台数、寸法と使用する釉薬の種類をご教示願います。                   | 釉薬集塵用装置は、現在は所有しておりませんが、新施設の建設に際して県が1台購入する予定です。寸法については、2500×1500×2800Hmm程度を想定しており、施釉ゾーンの天井高は3m以上が必要となります。釉薬の種類は、一般的に市販されているものを使用しています。 |
| 26  | 添付資料 | 別紙8<br>施釉ゾーン   | 25 | 119 |     |   |    |     |    |      | コンプレッサーの発熱量及び仕様をご教示願います。   | 100V 700Wの移動式のを現在所有しております。  |
| 27  | 添付資料 | 別紙8<br>施釉ゾーン   | 25 | 119 |     |   |    |     |    |      | ポットミル機、吹付用ブース、釉薬攪拌用ポットの発熱量もしくは電気容量をご教示ください。                      | ポットミル機：200V 0.4kW<br>吹付用ブースは場所を指しております。釉薬攪拌用ポットについては容器を指すので電力を使用するものではありません。  |
| 28  | 添付資料 | 別紙8<br>木作業ゾーン1 | 26 | 121 |     |   |    |     |    |      | 集塵機の発熱量及び吸込み空気量をご教示ください。   | 大型のものは、65m <sup>3</sup> /分、200V 3.7kWです。  |
| 29  | 添付資料 | 別紙8<br>木作業ゾーン1 | 26 | 121 |     |   |    |     |    |      | 動力系木工機械の条件もしくは電気容量をご教示ください。                                      | 現有のものは200Vのものが7台。100Vが4台です。条件としては、200Vの7台が同時稼働できる電気容量を求めます。   |
| 30  | 添付資料 | 別紙8<br>木作業ゾーン1 | 26 | 121 |     |   |    |     |    |      | 集塵ブースの仕様及び設置数をご教示ください。   | 要求面積の範囲内で県で集塵ブースを設置します。   |
| 31  | 添付資料 | 別紙8<br>木作業ゾーン2 | 26 | 123 |     |   |    |     |    |      | 「揮発性の高い塗料等を扱う」とありますが、塗料の種類と同時使用量をご教示ください。                        | 一般的に学校の工作室で使用している水性、油性塗料を用いています。最大で10人が同時に刷毛などで作業をする場合を想定してください。  |
| 32  | 添付資料 | 別紙8<br>塗料保管庫   | 27 | 124 |     |   |    |     |    |      | 塗料保管庫の保管量は少量危険物の規定に満たない量と考え、消防への届け出及び消火設備に特段の考慮は不要と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 33  | 添付資料 | 別紙8<br>共通      |    |     |     |   |    |     |    |      | 新施設完成後も使用されます工作機械等の諸元一覧をご提供いただけませんかでしょうか。                        | 別途、提供資料（その2）として提供します。提供方法等はホームページでお示しします。   |

| No. | 資料名  | タイトル                             | 頁 | 数   | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|------|----------------------------------|---|-----|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 34  | 添付資料 | 別紙8<br>外構ゾーン                     |   |     |     |   |    |     |    |      | 既存物の保存、移設に関して、「既存管理棟横モニュメント」は原則現状位置での保存、「現グラウンド陶壁画」は移設となっていますが、その他対象物はないと理解してよろしいでしょうか。また、正門にある「母子像」の扱いをご教示願います。 | ご理解のとおりです。<br>母子像については現状位置での保存とします。   |
| 35  | 添付資料 | 別紙9<br>什器・備品リスト<br>児童部屋テレビ       | 3 | 105 |     |   |    |     |    |      | 児童部屋テレビの設置条件が記載されていません。壁掛け、収納の可否、施錠の有無や破壊防止の強度等の条件をご教示ください。  | 設置条件はありません。   |
| 36  | 添付資料 | 別紙9<br>什器・備品リスト<br>リビングダイニングのテレビ | 3 | 109 |     |   |    |     |    |      | リビングダイニングのテレビ7台と記載がありますが、この7台の設置ユニットは発達障害ユニットA:2台,B:2台,C:1台,自立支援ユニット:2台と考えて宜しいでしょうか。また、強度行動障害ユニットにテレビは不要でしょうか。   | ご理解のとおりです。<br>強度行動障害ユニットについてはテレビは当面設置しませんが、TV線等は設置してください。<br>(業務要求水準書別紙8を修正しました。) |
| 37  | 添付資料 | 別紙9<br>什器・備品リスト<br>既存移設備品リスト     | 4 |     |     |   |    |     |    |      | スチームコンベクションオープンについては、現在保守契約を締結しているのでしょうか。その場合、契約先と契約期間・契約内容、契約金額について教えてください。                                     | 保守契約は結んでおりません。  |
| 38  | 添付資料 | 別紙9<br>什器・備品リスト                  |   |     |     |   |    |     |    |      | 家電製品は参考規格と同等であれば、メーカーを統一してもよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 39  | 添付資料 | 別紙9<br>什器・備品リスト                  |   |     |     |   |    |     |    |      | 参考となる製品規格は既に販売が停止されている物があります。同等品でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |

■様式集に関する質問への回答

| No. | 資料名 | タイトル               | 頁 | 数 | (数) | 数 | カナ | (加) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|-----|--------------------|---|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 1   | 様式集 | 提出書類の作成・提出に関する留意事項 | 1 | 1 |     |   |    |     |    |      | 副本30部提出となっていますが、作成に要する時間、費用の観点から可能な限り提出部数を少なくできないでしょうか。  | 副本は25部提出とします。<br>(様式集を修正しました。)                                  |
| 2   | 様式集 | 提出書類の作成・提出に関する留意事項 | 1 | 1 |     |   |    |     |    |      | 副本においては、具体的な企業名を記載せず、「代表企業」、「構成員A」あるいは「構成員1」、「協力企業A」あるいは「協力企業1」といった記載でよろしいでしょうか。                     | 様式3-1-6のとおりとします。  |
| 3   | 様式集 | 提案書類の作成要領          | 1 | 1 |     |   |    |     |    |      | 応募時の提出書類の部数について、印刷や製本等の事業者負担が大きいので、副本の部数を減らして頂けませんでしょうか。   | No.1の回答を参照してください。   |
| 4   | 様式集 | 提案書類の作成要領          | 1 | 1 |     |   |    |     |    |      | 代表企業、構成員及び協力企業の企業名を類推できる表記はしないこととございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。            | ご理解のとおりです。  |
| 5   | 様式集 | 提出書類の作成・提出に関する留意事項 | 1 | 1 |     |   |    |     |    |      | (3)～(9)の副本には企業名や類推できる内容を記載しないとありますが、様式3-1-6_構成員および協力企業名対応表の提案書表記と英字設定に合わせる必要があるということによろしいでしょうか。      | ご理解のとおりです。  |
| 6   | 様式集 | 設計図書類8の断面図         | 6 | 4 | (8) |   |    |     |    |      | 設計図書類 番号8に記載の「施設全体を連続して一つにまとめた状態の断面図」は、「生活・居住ゾーン」「管理・運営ゾーン」「作業活動ゾーン」の断面が一枚の図に表現できていれば宜しいでしょうか。       | 計画建物全体の高さ関係、連絡状況が確認できる必要があります。想定されている断面図でその内容が表現できていればよいこととします。 |
| 7   | 様式集 | 入札時の提出書類の留意点       | 8 |   |     |   |    |     |    |      | 4 入札時の提出書類の(3)事業実施に関する提案書～(7)提案書概要書にはそれぞれ1つのA4ファイルに綴じるように読み取れますが、(3)～(7)を1つのファイルの綴じるということによろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。1つのA4縦長ファイル[b]に綴じてください。                               |

| No. | 資料名 | タイトル         | 頁     | 数                           | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|-----|--------------|-------|-----------------------------|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 8   | 様式集 | 入札参加表明時の提出書類 | 15~24 | 様式<br>2-1<br>~様<br>式2-<br>9 |     |   |    |     |    |      | 入札参加資格申請時の様式についてページ右下の入札参加資格者番号欄は空欄でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 9   | 様式集 | 入札参加表明時の提出書類 | 17~19 | 様式<br>2-2<br>~様<br>式2-4     |     |   |    |     |    |      | 企業の商号または名称、代表者名、使用印に関して、代表企業以外の各企業について滋賀県の入札参加資格審査申請時に代理人を受任者として申請し受理されている場合、代表者ではなく代理人の名称（支店長、営業所長等）でよろしいでしょうか。また、その際の届け出の使用印を使用してよろしいでしょうか。代表企業については特定調達契約競争入札参加資格申請書に届け出の代理人の名称（支店長、営業所長等）でよろしいでしょうか。またその際の届け出の使用印を使用してよろしいでしょうか。 | 代表企業以外の各企業については、企業の代表権を持つ名義での記名捺印を原則とします。<br>ただし、県の入札参加資格者名簿を支店長等の別名義ですでに登録し、入札行為の委任が当該者に行われている場合は、名簿に登録している名義での記名捺印を認めます。<br>また、代表企業については、令和2年滋賀県告示第408号に係る特定調達契約競争入札参加資格審査申請書の委任状で代理人を定めている場合は、代理人の名義での記名捺印となります。（この場合、特定調達契約競争入札参加資格審査申請書本体は、代理人の名義での記名捺印となります。） |
| 10  | 様式集 | 設計業務に当たる者    | 20    | 様式<br>2-5                   |     |   |    |     |    |      | 注4に「入札者確認」欄に「○」をつける、となっていますが、確認欄が欠落しているのではないのでしょうか。  | 様式集を修正しました。   |
| 11  | 様式集 | 設計業務に当たる者    | 20    | 様式<br>2-5                   |     |   |    |     |    |      | 設計業務に当たる者は、滋賀県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている必要があると理解してよろしいでしょうか。   | 滋賀県建設工事等入札参加資格者名簿への登録は必須ではありません。  |
| 12  | 様式集 | 入札参加表明時の提出書類 | 20~24 | 様式<br>2-5<br>~様<br>式2-9     |     |   |    |     |    |      | 添付書類2及び3の貸借対照表、損益計算書に関して、単体及び連結決算の貸借対照表及び損益計算書について、有価証券報告書や決算短信の貸借対照表及び損益計算書の頁のみの提出でもよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 13  | 様式集 | 建設業務に当たる者    | 21    | 様式<br>2-6                   |     |   |    |     |    |      | 建設業務に当たる者は、滋賀県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている必要があると理解してよろしいでしょうか。   | No.11の回答を参照してください。  |

| No. | 資料名 | タイトル        | 頁  | 数         | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|-----|-------------|----|-----------|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 14  | 様式集 | 建設業務に当たる者   | 21 | 様式<br>2-6 |     |   |    |     |    |      | 監理技術者を記載することになっていますが、当該監理技術者の実配置は、令和2年2月28日付け「実施方針等に関する質問および意見の回答NO.43」のとおり、先行仮設工事着手段階から、と理解してよろしいでしょうか。    | ご理解のとおりです。  |
| 15  | 様式集 | 建設業務に当たる者   | 21 | 様式<br>2-6 |     |   |    |     |    |      | 監理技術者を記載することになっていますが、入札参加表明時から工事着手時までの期間が長期のため、監理技術者の申請時期は、工事着手時にしていただけないでしょうか。                             | 各社の組織体制を確認するための要求であり、監理技術者の届出については原文のとおりとします。ただし、変更理由がやむを得ないと発注者が認める場合には、No.14にある監理業務開始前の変更は可能とします。 |
| 16  | 様式集 | 建設業務に当たる者   | 21 | 様式<br>2-6 |     |   |    |     |    |      | 監理技術者を記載することになっていますが、入札参加表明時から工事着手時までの期間が長期のため、監理技術者の申請は、複数名にしていけないでしょうか。複数名記載可能な場合、書式はどのように記載すればよろしいでしょうか。 | No.15の回答を参照してください。  |
| 17  | 様式集 | 様式2-6       | 21 |           |     |   |    |     |    |      | 監理技術者を記載する欄がありますが、配置予定者は、延べ面積3,000㎡以上の児童福祉施設等または学校もしくは病院の実績は必要でしょうか。  | 配置予定者は実績を有していることが望ましいが、必須ではありません。   |
| 18  | 様式集 | 工事監理業務に当たる者 | 22 | 様式<br>2-7 |     |   |    |     |    |      | 工事監理業務に当たる者は、滋賀県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている必要があると理解してよろしいでしょうか。  | No.11の回答を参照してください。  |
| 19  | 様式集 | 維持管理業務に当たる者 | 23 | 様式<br>2-8 |     |   |    |     |    |      | 維持管理業務に当たる者は、滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている必要があると理解してよろしいでしょうか。                                   | 滋賀県物品・役務および庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格者名簿への登録は必須ではありません。   |
| 20  | 様式集 | 様式2-9       | 24 |           |     |   |    |     |    |      | 添付書類の納税証明書は「その3の3」（法人税及び消費税及地方消費税について未納税額のないことの証明）を提出する理解で宜しいでしょうか。   | 法人の場合、ご理解のとおりです。ただし、参加表明時において発行後3か月を経過していないものとしてください。   |

| No. | 資料名 | タイトル    | 頁              | 数   | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|-----|---------|----------------|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 21  | 様式集 | 様式2-9   | 24             |   |     |   |    |     |    |      | 記載する企業名は、本社にてよろしいでしょうか。それとも、本社から委任を行い、貴県の入札参加資格者名簿等に届出をしている支店等の情報になりますでしょうか。   | 県の入札参加資格者名簿に支店長名等の別名義ですでに登録し、入札行為の委任が当該者に行われている場合は、名簿に登録している名義での申請を認めます。また、No.9の回答も参照してください。  |
| 22  | 様式集 | 入札提案書類  | 29<br>33<br>36 | 様式<br>3-1-<br>2<br>様式<br>3-1-<br>5<br>様式<br>3-2-<br>1 |     |   |    |     |    |      | 代表企業の商号または名称、代表者氏名、使用印については、特定調達契約競争入札参加資格申請書に届け出の代理人の名称（支店長、営業所長等）及び届出の使用印でよろしいでしょうか。   | 令和2年滋賀県告示第408号に係る特定調達契約競争入札参加資格審査申請書の委任状で代理人を定めている場合、代表企業は、以降の手続きを代理人の名義で行うこととなるため、ご質問の様式については、当該代理人の名義での記名捺印となります。（様式3-2-1入札書の注5に定める場合を除く。）<br>また、No.9の回答を参照してください。  |
| 23  | 様式集 | 入札提案書類  | 32             | 様式<br>3-1-<br>4                                       |     |   |    |     |    |      | 委任状（受任者）において、委任者及び受任者（代理人）は特定調達契約競争入札参加資格申請書に届け出の代理人の名称（支店長、営業所長等）でよろしいでしょうか。また、その際の届け出の使用印を使用してよろしいでしょうか。また、その際の受任者は実際の入札手続きを行う担当者（復代理人）でよろしいでしょうか。 | 令和2年滋賀県告示第408号に係る特定調達契約競争入札参加資格審査申請書の委任状で代理人を定めている場合、代表企業は、以降の手続きを代理人の名義で行うこととなるため、委任者については、当該代理人の名義での記名捺印となります。<br>受任者については担当者（復代理人）でも構いません。<br>また、No.9の回答を参照してください。 |
| 24  | 様式集 | 様式3-2-2 | 37             |   |     |   |    |     |    |      | 入札価格のうち消費税の課税対象分（③）に係る消費税（⑤）は、③（サービス対価の総額）に対して消費税率を乗じた金額ではなく、各回の支払金額（税抜）に対して消費税率を乗じて計算した消費税額の合計を記載するという理解でよろしいでしょうか。                                 | ご理解のとおりです。  |

| No. | 資料名 | タイトル                               | 頁        | 数                                  | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|-----|------------------------------------|----------|------------------------------------|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 25  | 様式集 | 様式3-2-2                            | 37       |                                    |     |   |    |     |    |      | 入札価格のうち消費税の課税対象分(③)に係る消費税(⑤)に、③(サービス対価の総額)に対して消費税率を乗じた金額を記載する場合、各回の支払金額(税抜)に対して消費税率を乗じて計算した消費税額の合計と比較し、端数の計算による誤差が生じる可能性がございます。当該誤差が生じた場合は、最終回のサービス対価の支払額にて調整するという理解でよろしいでしょうか。 | No.24の回答を参照してください。誤差が生じた場合についての取り扱いについては、ご理解のとおりです。 |
| 26  | 様式集 | 施設計画概要                             | 43       |                                    |     |   |    |     |    |      | 施設計画概要の項目、内容、備考を記載していれば、p6(8)提出する設計図書類2「建設概要・仕上概要・面積表」と同じものを添付してもよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 27  | 様式集 | 県内企業等の活用に関する提案書                    | 58       | 様式<br>3-6-<br>2                    |     |   |    |     |    |      | 県内企業の活用で、本様式では発注先県内企業名、担当業務、発注額を記載することになっておりますが、提案書提出時においては、発注先や発注金額は決定しておりません。参考程度の記載しかできませんが、よろしいでしょうか。   | 提案した県内企業への発注内容は遵守してください。                            |
| 28  | 様式集 | 県内企業等の活用に関する提案書・<br>県産材等の活用に関する提案書 | 58<br>59 | 様式<br>3-6-<br>2<br>様式<br>3-6-<br>3 |     |   |    |     |    |      | 県内企業の活用、県産材の活用にあたり、本様式の後ろに県内企業の「関心表明書」などの添付は問題ないでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 29  | 様式集 | 様式3-9-2                            | 63       |                                    |     |   |    |     |    |      | 費用の記載は、設計・建設対価の支払年度ではなく、費用が発生する年度に記載するという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 30  | 様式集 | 様式3-9-2                            | 63       |                                    |     |   |    |     |    |      | 本様式に記載する消費税額は、サービス対価に対する消費税額ではなく、各費用に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |

| No. | 資料名 | タイトル    | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答                                |
|-----|-----|---------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|-----------------------------------|
| 31  | 様式集 | 様式3-9-2 | 64 |   |     |   |    |     |    |      | 費用の記載は、施設整備業務費の支払年度ではなく、費用が発生する年度に記載するという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                        |
| 32  | 様式集 | 様式3-9-2 | 64 |   |     |   |    |     |    |      | 本様式に記載する消費税額は、サービス対価に対する消費税額ではなく、各費用に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                        |
| 33  | 様式集 | 様式3-9-2 | 64 |   |     |   |    |     |    |      | (2) 施設整備業務費の内訳書について、本様式へは、入札説明書別紙 サービス購入料の構成におけるサービス購入料A-1相当額を構成する費用の内訳を記入すればよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                        |
| 34  | 様式集 | 様式3-9-3 | 65 |   |     |   |    |     |    |      | 注7について、修繕・更新業務に係る費用に相当するサービス対価は、平均金額(均等)ではなく毎年異なる金額をお支払いいただけるのでしょうか。若しくは、サービス対価はあくまで均等で支払われ、様式3-9-3(3)とは異なることを意図しているのでしょうか。          | サービス購入料Bは各回均等に支払います。              |
| 35  | 様式集 | 様式3-9-3 | 65 |   |     |   |    |     |    |      | 児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の内で原因者不特定のものに関する費用(サービス購入料B-2相当額)の記載は、不要との理解でよろしいでしょうか。必要な場合は、入札説明書別紙 サービス購入料の構成と様式集の項目の平仄を合わせていただけますでしょうか。 | サービス購入料B-2は、修繕・更新業務に係る費用に含めてください。 |
| 36  | 様式集 | 様式3-9-3 | 65 |   |     |   |    |     |    |      | 本様式に記載する消費税額は、サービス対価に対する消費税額ではなく、各費用に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                        |
| 37  | 様式集 | 様式3-9-3 | 66 |   |     |   |    |     |    |      | 本様式に記載する消費税額は、サービス対価に対する消費税額ではなく、各費用に対する消費税額を記載するという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。                        |

| No. | 資料名 | タイトル   | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答   |
|-----|-----|--|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|--|
| 38  | 様式集 | 様式3-9-3  | 66 |   |     |   |    |     |    |      | (2) 維持管理業務(修繕・更新業務に係る費用を除く)の内訳書について、本様式へは、入札説明書別紙 サービス購入料の構成におけるサービス購入料B-1相当額を構成する費用のうち、修繕・更新業務に係る費用を除いた費用の内訳を記入すればよろしいでしょうか。      | 様式3-9-3(2)には、(1)で記入した1年当たりの平均金額の内訳を記入することとし、修繕・更新業務に係る費用についても内訳を記入してください。<br>(様式集を修正しました。)<br>※タイトルの「(修繕・更新業務に係る費用を除く)」を削除 |
| 39  | 様式集 | 様式3-9-3  | 66 |   |     |   |    |     |    |      | (2) 維持管理業務(修繕・更新業務に係る費用を除く)の内訳書について、修繕・更新業務に係る費用(E)への記入は不要との理解でよろしいでしょうか。  | No. 38の回答を参照してください。  |
| 40  | 様式集 | 様式3-9-3(2)<br>維持管理業務費(修繕・更新業務に係る費用を除く)<br>の内訳書 | 66 |   |     |   |    |     |    |      | (A)～(I)の各費用の項目が人件費・諸経費・その他に分かれています<br>が、諸経費とは具体的にどのような費用を想定されていますか。  | 諸経費とは、その業務を遂行する上で通常発生する費用で人件費以外のものを指します。<br>その他は、それ以外のものを指します。   |
| 41  | 様式集 | 様式3-9-3  | 67 |   |     |   |    |     |    |      | 費用の記載は、修繕・更新業務費の支払年度ではなく、費用が発生する年度に記載するという理解でよろしいでしょうか。(貴県からのサービス対価の支払いと合わせ、SPCから委託先への支払も均等払いとする場合、費用の発生時期・金額と支払時期・年度は異なることとなります。) | 委託先において生じる費用とSPCから委託先への支払が異なる状況は想定しておりませんでしたので、上記の場合には委託先において生じる費用とSPCから委託先への支払のそれぞれについて様式3-9-3(3)を作成し提出してください。            |
| 42  | 様式集 | 様式3-9-3  | 67 |   |     |   |    |     |    |      | 児童の支援業務の過程で生じる破損等に係る修繕の項目へは、サービス購入料B-2に相当する金額を記入すればよろしいのでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 43  | 様式集 | 様式3-9-3(3)<br>維持管理業務費のうち修繕・更新に係る費用の内訳書         | 67 |   |     |   |    |     |    |      | 【本事業期間】全般「児童の支援業務の過程で生じる破損等に係る修繕」に計上する金額は、入札説明書p25、サービス購入料B-2:2,346千円(税抜)を毎年記載すると理解してよろしいでしょうか。                                    | ご理解のとおりです。   |

| No. | 資料名 | タイトル                                   | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|-----|--|----|---|-----|---|----|-----|----|------|---|---|
| 44  | 様式集 | 様式3-9-3(3)<br>維持管理業務費のうち修繕・更新に係る費用の内訳書 | 67 |   |     |   |    |     |    |      | 『実施方針および業務要求水準書（案）に関する質問・意見への回答』No.280の回答で、多目的ホールの長期修繕計画について、No.112の回答が修繕・更新計画と思いますが、30年間の計画作成の参考にしたいため、金額についても開示をお願いします。 | 近江学園多目的ホール長期保全計画（概要版）を別途、提供資料（その2）として提供しますので、そちらを現時点の計画として認識願います。提供方法等はホームページでお示しします。 |
| 45  | 様式集 | 様式3-9-4                                | 68 |   |     |   |    |     |    |      | 費用の記載は、各費用を支出する年度に記載するという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 46  | 様式集 | 様式3-9-6                                | 73 |   |     |   |    |     |    |      | 維持管理の対価のうち、修繕・更新業務費は、入札説明書別紙におけるB-2ではなく、B-1の中の修繕・更新業務に係る費用を指しているのでしょうか。   | サービス購入料B-2は修繕・更新業務費に含めて記載してください。  |
| 47  | 様式集 | 様式3-9-6                                | 73 |   |     |   |    |     |    |      | 維持管理の対価のうち、維持管理段階におけるその他費用については、列を追加し記載すればよろしいでしょうか。若しくは、維持管理業務費に含めて記載しませうでしょうか。  | ご理解のとおりです。<br>(様式集を修正しました。)   |

■落札者決定基準に関する質問への回答

| No. | 資料名     | タイトル              | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|---------|-------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|---|
| 1   | 落札者決定基準 | 提案審査              | 3  | 2 | (3) |   |    |     |    |      | 入札参加者が1者の場合にも、提案審査を行い、最優秀提案を選定のうえ落札者の決定を行うと理解してよろしいでしょうか。                              | ご理解のとおりです。  |
| 2   | 落札者決定基準 | 施設全体計画            | 8  | 4 | 2   |   |    |     |    |      | ⑤「・・・児童の生活動線と職員の支援動線が交差しないように配慮されているか。」とありますが、児童の生活動線、職員の支援動線とは具体的には、どのようなことを指すのでしょうか。 | 児童の生活動線は、屋外と居住しているユニットとの出入りが中心となります。職員の支援動線は、屋外と所属ユニットとの出入りに加え、食事の運搬等で管理・運営ゾーンや他のユニットとの行き来が中心となります。 |
| 3   | 落札者決定基準 | 施設全体計画            | 8  | 4 | 2   |   |    |     |    |      | 上記に関連して、職員動線と児童動線は、一部交差しても良いのでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 4   | 落札者決定基準 | 加算審査における評価項目および配点 | 11 | 4 |     | ① |    |     |    |      | 協力企業を県内企業で選択する予定ですが、その県内企業とは、本店所在地が県外であり支店・営業所が県内の場合は加算対象となりますか？                       | 県内企業は県内に本社（本店）がある企業とします。  |

■基本協定書案に関する質問への回答

| No. | 資料名    | タイトル     | 頁 | 数    | (数) | 数 | カナ | (加) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答   |
|-----|--------|----------|---|------|-----|---|----|-----|----|------|--|--|
| 1   | 基本協定書案 | 事業契約     | 2 | 第6条  | 第1項 |   |    |     |    |      | (事業契約) 令和2年12月ではなく、令和3年12月が(正)ということでしょうか？  | 「令和2年12月」は「令和3年7月」の誤植ですので、修正します。<br>(基本協定書(案)を修正しました。)   |
| 2   | 基本協定書案 | 事業契約     | 2 | 第6条  | 第1項 |   |    |     |    |      | 事業契約の仮契約を令和2年12月末を目途となっていますが、令和3年7月ではないでしょうか。  | No.1の回答を参照してください。  |
| 3   | 基本協定書案 | 事業契約     | 3 | 第6条  | 第4項 |   |    |     |    |      | 第7条の違約金と同様、違約金の金額は落札金額(税込)の10%に相当する金額としていただけますでしょうか。   | 原文のとおりとします。  |
| 4   | 基本協定書案 | 事業契約     | 3 | 第6条  | 第4項 |   |    |     |    |      | 連帯して違約金を支払う義務を負うとございますが、帰責企業が当該違約金を負担する建付けに変更いただけませんか。   | 原文のとおりとします。  |
| 5   | 基本協定書案 | 事業契約     | 3 | 第6条  | 第4項 |   |    |     |    |      | 基本協定書は落札者選定後、事業契約締結に向けた貴県と落札者双方の義務について、必要な事項を定めることを目的(第1条の通り)としており、また、事業契約において、構成企業及び協力企業が本事業の入札において重大な法令違反をし契約解除される場合の違約金負担条項が存在することから、本項記載の規定は、事業契約の締結前までとしていただけますでしょうか。 | 原文のとおりとします。  |
| 6   | 基本協定書案 | 反社会勢力の排除 | 4 | 第7条  | 第2項 |   |    |     |    |      | 連帯して違約金を支払う義務を負うとございますが、帰責企業が当該違約金を負担する建付けに変更いただけませんか。   | 原文のとおりとします。  |
| 7   | 基本協定書案 | 救済措置     | 5 | 第12条 |     |   |    |     |    |      | 事業契約の条項に基づき違約金を支払った場合は、基本協定書の違約金額から事業契約の違約金額を控除した額が免除されるのではなく、基本協定書の違約金額全額の支払い義務が免除されるという理解でよろしいでしょうか。   | 事業契約の条項に基づき違約金を支払った場合は、基本協定書の違約金額から事業契約の違約金額を控除した額が免除されるという趣旨です。この趣旨を明らかにするため、「第6条第4項に基づく違約金の支払いを」を「第6条第4項に基づく違約金の支払いのうち事業予定者が事業契約に基づき支払った違約金の額に相当する部分」に修正します。<br>(基本協定書(案)を修正しました。) |

■事業契約書案に関する質問への回答

| No. | 資料名    | タイトル         | 頁 | 数   | (数)  | 数 | カナ | (加) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答  |
|-----|--------|--------------|---|-----|------|---|----|-----|----|------|---|---|
| 1   | 事業契約書案 | 用語の定義        | 2 | 第2条 | (23) |   |    |     |    |      | 新設施設 (A)は管理・運営ゾーン、生活・居住ゾーン及び作業・活動ゾーンで、新設施設 (B)は外構ゾーンという理解でよろしいでしょうか。  | 原則としてご質問のとおりですが、詳細は提案によることとします。   |
| 2   | 事業契約書案 | 用語の定義        | 2 | 第2条 | (23) |   |    |     |    |      | 新設施設 (A)及び新設施設 (B)は、事業者の提案内容によるという理解でよろしいでしょうか。   | No.1の回答を参照してください。   |
| 3   | 事業契約書案 | 用語の定義        | 2 | 第2条 | (23) |   |    |     |    |      | 「新設施設 (A)」と「新設施設 (B)」の区分について、様式3-9-2(1)設計・建設の対価において、令和5年度までに費用が発生するものについては「新設施設 (A)」の対象、令和6年度に費用が発生するものについては「新設施設 (B)」の対象となるとの整理でよろしいでしょうか。 | 「新設施設 (A)」と「新設施設 (B)」の区分について、様式3-9-2(1)設計・建設の対価において、令和5年度までに完工・引渡しがあるものについては「新設施設 (A)」の対象、令和6年度に完工・引渡しがあるものについては「新設施設 (B)」の対象となります。 |
| 4   | 事業契約書案 | 用語の定義        | 3 | 第2条 | (32) |   |    |     |    |      | コロナウイルス等感染症にともなう事業の延期・中止・変更および費用の増加は不可抗力リスクとして県のリスクと理解してよろしいでしょうか。  | 感染拡大の状況、国や県の感染防止措置の内容等により具体的に判断します。   |
| 5   | 事業契約書案 | 提案書類と要求水準の関係 | 4 | 第6条 | 第2項  |   |    |     |    |      | 「事業者は、本事業を遂行…、尊重しなければならない。…」となっていますが、尊重する範囲(度合い)は、事象ごとにその都度協議して決定するものと理解してよろしいでしょうか。  | 業務要求水準書を逸脱しない限り、尊重する対象の範囲としては、意見および要望事項の全てとなります。  |
| 6   | 事業契約書案 | 責任の負担        | 5 | 第9条 |      |   |    |     |    |      | 「事業者はいかなるこの契約上の責任も免れない」、また「発注者は何ら新たな責任を負担しない」となっていますが、「合理的に発注者、事業者が責任を負担する」、という内容に変更できませんでしょうか。   | 原文のとおりとします。   |

| No. | 資料名    | タイトル  | 頁 | 数    | (数) | 数 | カナ | (カ) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|--------|-------|---|------|-----|---|----|-----|----|------|---|--|
| 7   | 事業契約書案 | 契約の保証 | 6 | 第10条 | 第2項 |   |    |     |    |      | 新設施設(A)の引渡日の翌日から新設施設(B)の引渡までの「保証の金額」について、サービス購入料A 相当額から設計業務の費用および新設施設(A)にかかる本件工事の費用を控除した額の100分の10に相当する金額とするとありますが、「設計業務の費用および新設施設(A)にかかる本件工事の費用」とは、様式3-9-2(1)設計・建設の対価における、施設整備業務費(A)のち令和5年度までに発生する費用と同義という理解でよろしいでしょうか。もし異なる場合は、契約保証金の検討にあたり明確な「保証の金額」を明示いただきたく、サービス購入料Aから控除されるの費用の項目を具体的にお示しいただけますでしょうか。 | No.3の回答を参照してください。                                      |
| 8   | 事業契約書案 | 契約の保証 | 6 | 第10条 | 第2項 |   |    |     |    |      | 新設施設(A)の引渡日の翌日から新設施設(B)の引渡までの「保証の金額」について、サービス購入料A 相当額から設計業務の費用および新設施設(A)にかかる本件工事の費用を控除した額の100分の10に相当する金額とするとありますが、原案の場合、新設施設(A)の引渡前のサービス購入料A-2に相当する金額も「保証の金額」の対象額に含まれてしまうことから、サービス購入料A -1相当額から設計業務の費用および新設施設(A)にかかる本件工事の費用を控除した額の100分の10に相当する金額に変更いただけますでしょうか。  | サービス購入料A相当額をサービス購入料A-1相当額に修正します。<br>(事業契約書(案)を修正しました。) |
| 9   | 事業契約書案 | 契約の保証 | 6 | 第10条 | 2項  |   |    |     |    |      | 「保証の金額」は、新設施設(A)の引渡日までは別紙[1]に定めるサービス購入料A-1相当額の、新設施設(A)の引渡日の翌日から新設施設(B)の引渡までは別紙[1]に定めるサービス購入料A 相当額から設計業務の費用および新設施設(A)にかかる本件工事の費用を控除した額の、それぞれ100分の10に相当する金額とするとありますが、それぞれ税込み金額の100分の10に相当する金額という理解でよろしいでしょうか。   | 消費税及び地方消費税を含む金額とすることについては、ご理解のとおりです。                   |

| No. | 資料名    | タイトル                               | 頁  | 数    | (数) | 数   | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答  |
|-----|--------|------------------------------------|----|------|-----|-----|----|-----|----|------|--|---|
| 10  | 事業契約書案 | 保護者に対する費用償還の請求                     | 25 | 第54条 |     |     |    |     |    |      | 第1項において原因が特定できる更新・修繕を事業者の費用負担で行うとは、どのようなことを想定しているのでしょうか。   | 費用償還の請求は、事業者責任および費用負担において行うものとしています。                    |
| 11  | 事業契約書案 | 保護者に対する費用償還の請求                     | 25 | 第54条 |     |     |    |     |    |      | 第2項で、更新・修繕に必要な費用の金額等は発注者の承諾を得ることになっておりますが、支払いをする原因となった者及びその保護者への承諾は貴県にて行っていただくと考えてよろしいでしょうか。                 | ご理解のとおりです。  |
| 12  | 事業契約書案 | 保護者に対する費用償還の請求                     | 25 | 第54条 |     |     |    |     |    |      | 第3項において、事業者が第1項に基づき原因となった者及びその保護者に請求を行うこととなりますが、請求先となる個人氏名、郵送する住所、問合せ・督促する電話番号など、貴県から事業者へ情報提供いただけるとのことでしょうか。 | 保護者の承諾を得た上で、情報提供を行います。                                  |
| 13  | 事業契約書案 | 保護者に対する費用償還の請求                     | 25 | 第54条 |     |     |    |     |    |      | 請求書の差出人ですが、事業者とはSPCではなく、更新・修繕を担当する維持管理企業であっても問題なく、個人情報も開示いただけると考えてよろしいでしょうか。                                 | 差出人については、維持管理企業でも問題ありません。個人情報については保護者の承諾を得た上で情報提供を行います。 |
| 14  | 事業契約書案 | 児童の支援業務の過程で生じる設備・什器備品の破損等の更新・修繕の特則 | 25 | 第54条 | 第1項 |     |    |     |    |      | 破損の原因を生じさせた者及びその保護者に対する費用償還の請求は、事業者側の責任と費用負担と記載されておりますが、施設運営は県という立て付けでは、県負担と変更していただけないでしょうか？                 | 原文のとおりとします。なお、県は必要と認める協力を行います。                          |
| 15  | 事業契約書案 | 事業者の債務不履行による契約解除                   | 28 | 第62条 | 第1項 | (3) |    |     |    |      | ここでいう「重大な法令違反」とは具体的にどのような事象なのかご教示願います。   | 談合防止規定違反などが想定されます。                                      |
| 16  | 事業契約書案 | 事業者の債務不履行による契約解除                   | 28 | 第62条 | 第1項 | (4) |    |     |    |      | ここでいう「重大な影響を及ぼす法令違反」とは具体的にどのような事象なのかご教示願います。   | 例えば労働法規の違反などの事象が想定されます。                                 |
| 17  | 事業契約書案 | 新施設 (A) の引渡し前の解除                   | 31 | 第70条 | 第1項 |     |    |     |    |      | 新施設 (A) 引渡し前に契約解除となった場合に貴県に買い受けただけの出来形には、契約解除までに発生した設計費や工事監理費、SPC設立費、SPC運営諸経費等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。          | 「本施設の出来形部分」には、本施設に関係ない項目は含まれません。                        |

| No. | 資料名    | タイトル              | 頁  | 数    | (数) | 数   | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問  | 回答   |
|-----|--------|-------------------|----|------|-----|-----|----|-----|----|------|---|--|
| 18  | 事業契約書案 | 新設施設 (A)の引渡し後の解除  | 31 | 第71条 | 第1項 |     |    |     |    |      | 新設施設 (A)引渡し後で新設施設 (B)引渡し前に契約解除となった場合は、設計費や工事監理費を含む新設施設 (A)の整備に係る費用及び、SPC設立費やSPC運営諸経費等を含む設計・建設段階におけるその他費用と、新設施設 (B)の整備に係る費用のうち検査に合格した出来高に相当する金額を、お支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 建設工事に関する出来高の考え方は県の公共工事請負契約約款の出来高と同様です。サービス購入料A-2に含まれる項目で、出来高に該当するものと該当しないものがありますので、出来高に該当する部分について支払いを行います。 |
| 19  | 事業契約書案 | 損害賠償、違約金等         | 32 | 第72条 | 第1項 | (1) |    |     |    |      | 違約金額は、税込み金額の100分の10に相当する金額という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 20  | 事業契約書案 | 損害賠償、違約金等         | 32 | 第72条 | 第1項 | (2) |    |     |    |      | 違約金額は、税込み金額の100分の10に相当する金額という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 21  | 事業契約書案 | 不可抗力による増加費用・損害の扱い | 34 | 第76条 | 第1項 | (1) |    |     |    |      | 施設引渡し後に不可抗力が生じた場合、引渡し済みの施設に対する損害は貴県の共済保険等により対応されると理解しておりますので、本項における増加費用及び損害額は、維持管理業務の履行に係る増加費用・損害のみを対象としているという認識でよろしいでしょうか。   | 施設が全て県に引き渡された後の不可抗力の増加費用および損害については、ご理解のとおりです。  |
| 22  | 事業契約書案 | サービス購入料の構成        | 39 | 1    |     |     |    |     |    |      | 新設施設 (A)引渡し後で新設施設 (B)引渡し前の期間 (維持管理開始後)におけるSPCの運営に係る費用については、サービス購入料Aではなく、サービス購入料Bに含めるという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 23  | 事業契約書案 | サービス購入料B          | 40 | 2    | (2) |     |    |     |    |      | サービス購入料B (維持管理の対価)の支払額は各回均等とするとございますが、事業期間中の費用総額を14年の均等にした際に端数が生じる場合は、最終回の支払額にて調整するという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 24  | 事業契約書案 | サービス購入料の支払方法      | 42 | 3    | (2) |     |    |     |    |      | サービス購入料Bの第一回支払予定は、令和6年6月末、第二回支払予定は、令和6年9月末予定、との認識であっておりますでしょうか？   | サービス購入料Bの支払い時期は、事業契約書に記載の手続きを経て、事業者からの請求を受けた日から30日以内となります。   |

| No. | 資料名    | タイトル               | 頁  | 数 | (数) | 数 | カナ | (か) | 英字 | (英字) | 質問   | 回答                                 |
|-----|--------|--------------------|----|---|-----|---|----|-----|----|------|--|------------------------------------|
| 25  | 事業契約書案 | 別紙1 (サービス購入料の改定方法) | 43 | 4 | (1) | ① |    |     |    |      | 着工前の改定において、改定算定式をご教授願います。  | 協議によるものとします。                       |
| 26  | 事業契約書案 | 別紙1 (サービス購入料の改定方法) | 43 | 4 | (1) | ① |    |     |    |      | サービス購入料A-1の全体額に対して当該指標を適用しての改定を行うものと理解してよろしいでしょうか。   | 協議によるものとします。                       |
| 27  | 事業契約書案 | 別紙1 (サービス購入料の改定方法) | 43 | 4 | (1) | ② |    |     |    |      | 改定の際に用いる指標は、「建設物価」、「建築コスト情報」、「建築施工単価」を基本とするとなっておりますが、具体の適用指標は、いつ、どのように決めるのかご教示願います。                              | 運用マニュアルに準じて行います。                   |
| 28  | 事業契約書案 | 別紙1 (サービス購入料の改定方法) | 43 | 4 | (1) | ② |    |     |    |      | サービス購入料A-1の全体額に対して当該指標を適用しての改定を行うものと理解してよろしいでしょうか。   | 工事に係るものを対象とします。詳細は運用マニュアルに準じて行います。 |
| 29  | 事業契約書案 | サービス購入料B-1         | 44 | 4 | (2) | ① |    |     |    |      | B-1に使用する指標は毎月勤労統計調査・賃金指数となっておりますが、修繕・更新業務については、国土交通省建設統計月報の建設工事費デフレーター：工事種別「非住宅（非木造）」にするなど、落札後に検討いただくことは可能でしょうか。 | 原文のとおりとします。                        |
| 30  | 事業契約書案 | サービス購入料B-1         | 44 | 4 | (2) | ② | ア  |     |    |      | 各年度4月1日以降についてサービス購入料B-1を改定するとは、事業終了までのサービス購入料B-1を改定すると理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。                         |
| 31  | 事業契約書案 | 別紙1 (サービス購入料の改定方法) | 44 | 4 | (2) |   |    |     |    |      | サービス購入料B-2、B-3は価格変動に基づく改定は行わないとありますが、B-3の内訳の保険料は毎年変動が起こります。維持管理期間中の保険料については改定を行わないという趣旨でしょうか。                    | ご理解のとおりです。                         |
| 32  | 事業契約書案 | 事業者が付保する保険等        | 62 | 2 | (1) |   | ア  |     |    |      | 保険契約者について、事業者又は維持管理業務に当たるものとしていただけますでしょうか。   | 保険契約者については維持管理業務に当たるものでも可とします。     |
| 33  | 事業契約書案 | 事業者が付保する保険等        | 62 | 2 | (1) |   | イ  |     |    |      | 保険契約者について、事業者又は維持管理業務に当たるものとしていただけますでしょうか。   | 保険契約者については維持管理業務に当たるものでも可とします。     |